

工 事 概 要 書

清瀬運動場(R08)子供プール跡地舗装等改修工事

- 1 プール跡地舗装改修
 - ①プール跡地舗装
 - ②集水桝撤去及び浸透桝新設
 - ③喫煙所、物置撤去及び喫煙所新設
 - ④縁石撤去
 - ⑤切株伐根
- 2 通路舗装改修
 - ①縁石撤去新設
 - ②通路アスファルト舗装
 - ③野球場側フェンス新設
 - ④低木伐採伐根

その他詳細は、設計説明書・特記仕様書・図面による。

設 計 説 明 書

- 1 工 事 件 名 清瀬運動場(R08)子供プール跡地舗装等改修工事
- 2 工 事 場 所 東京都清瀬市竹丘三丁目10番5号
東京都職員共済組合 清瀬運動場
- 3 工 期 契約確定の日の翌日から令和9年2月26日まで
工事場所の閉鎖可能期間は令和9年1月12日から令和9年2月26日までであり、日曜・祝日は作業休止とする。
- 4 支 払 条 件 前払い 契約額（税込み）の40%を支払う（但し、10万円未満の端数は切り捨てる。）
部分・一部しゅん功払いは行わない。
- 5 工 事 計 画 契約確定後直ちに関係者と打合わせを行い、現地・部材を調査し、仮設計画及び施工計画書、施工要領書、工事工程表等を作成し、共済組合監督員の承諾を得ること。
- 6 施 工 条 件 (1) 工事上の留意点について
 - ・現場の工事着手は1月12日からとする。ただし、検体採取など調査のための一部撤去等は、施設管理者及び監督員と作業内容及び日程を調整した上、事前作業可能とする。
 - ・仮設現場事務所（監督員、監理者、受注者）を1月7日以降に設置すること。アイドリングストップとするため、受注者作業員仮設休憩室（空調付き）を合わせて設置すること。
 - ・工事工程表を12月10日までに作成し、工事着手前に関係官公庁への事前の打合せや届け出等を行うこと。
 - ・工期が短いため、納期を確認の上、喫煙所などの承認図を速やかに提出し承諾を得ること。
 - ・警備を委託しているため、開門時間が8時30分から17時15分までであり、その時間以外は敷地内に原則立ち入れない。現場事務所での事

務作業もできない。

- ・毎週水曜日は休館日であり、貸与する鍵により、門扉の開け閉めを受注者の責任において行うこと。
- ・関係者の安全を確保すると共に、運営に支障が生じないように配慮すること。
- ・作業日時等については、施設管理者及び共済組合監督員と十分協議を行なった上で施工すること。
- ・毎朝、作業範囲、作業内容を施設管理者と密に打合せの上、施工すること。
- ・受注者の現場事務所及び作業員待機所、資材置き場、駐車場については、施設管理者と協議すること。本工事において、敷地内で唯一の喫煙所の工事を行い、敷地内全面禁煙となるため、喫煙をする場合は、作業員待避所とは別に喫煙するための適切なフィルター機器を通して排煙する待避所を設置すること。施設利用者は工事中全面禁煙となるため、その点、十分配慮すること。
- ・電気・水道料金については、現場事務所及び屋外散水栓にメーターを設置し、従量料金を支払うこと。それ以外の箇所については、運営に支障のない範囲で無償とする。
- ・受注者は、安全対策等を含めて、各関係機関等と事前に調整をした上で工事搬入・搬出路を決定すること。工事関係車両の出入等の際は、道路を汚さないようにするとともに、出入口門扉のレールの養生を行うこと。本工事周辺の道路、工作物等を破損、損傷させた場合は、受注者の責任において速やかに現状復帰を行うこと。
- ・工事関係従業員の風紀維持に万全を期すること。
- ・周辺の環境を十分に考慮し、振動・騒音等の対策を事前に十分検討し、共済組合監督員に具体的に説明するとともに、問題が生じた場合には速やかに対処すること。
- ・使用機械については、排出ガス対策型及び低騒音・低振動型の使用を原則とすること。
- ・近隣住民への工事説明を行うこと。
- ・利用者及び施設管理者の動線を確保し、誘導員を配置すること。
- ・月間工程表を提出すること。
- ・隔週ごとに定例会議を行うこと。
- ・竣工図の提出データはDWG（またはDXF）、オリジナルCAD、

P D F とすること。

- ・特記仕様書「第 2 章一般事項」の前書き中「東京都」を「東京都職員共済組合」に読み替える。

- 7 質問
- 本設計図書に質問のあるときは、別紙添付質問書を参考に、受付期間内に当該質問書をメールに添付して下記契約担当課まで送信してください。
- なお、メールの件名は「【質問】清瀬運動場(R08)子供プール跡地舗装等改修工事」としてください。

受付期間 指名通知後から

令和 8 年 1 1 月 1 9 日（木）午前 1 1 時まで（時間厳守）

回 答 令和 8 年 1 1 月 2 4 日（火）午後 3 時までに回答予定

- 8 契約担当課 東京都職員共済組合 管理部財務課契約管財担当
- （東京都庁第一本庁舎北塔 3 8 階）

（質問送信先） メールアドレス S9000060@section.metro.tokyo.jp

T E L （ 0 3 ） 5 3 2 0 — 7 3 1 3

- 9 現地確認
- 現地確認の期間を令和 8 年 1 1 月上旬から令和 8 年 1 1 月下旬までの期間に設ける予定です。工事希望票を提出していただいた方のみ現地確認が可能です。

- 1 0 注意事項
- ①入札に当たっては、社会的な信頼を損なうことのないよう良識ある行動をとるようお願いします。
- ②設計図書、参考数量内訳書等のデータは入札以外の目的に使用することを厳禁とします。

質 問 書

別紙-3

(__／全__)

宛 先 : 東京都職員共済組合 管理部財務課契約管財担当 宛
メールアドレス : S9000060@section.metro.tokyo.jp

件 名 : 清瀬運動場(R08)子供プール跡地舗装等改修工事

質 問 者 : (代表者) _____

担 当 者 : 所属_____ 氏名_____

連 絡 先 : TEL_____ Fax_____

提 出 日 : 令和__年__月__日

質問事項

No	設計図書記載箇所	質 問
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__／__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__／__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__／__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__／__	
	・特記仕様書 P__ ・設計図面__／__	

(行が不足のときは2枚以上としてよい。)

清瀬運動場(R08)子供プール跡地舗装等改修工事

特 記 仕 様 書

令和8年度

東京都職員共済組合

目 次

第1編 共通事項

第1章	工事概要	[1]
第2章	一般事項	[1]
第3章	支払	[3]
第4章	施工区分	[3]

第2編 工種別事項

第1章	総則	[4]
第2章	仮設工事	[21]
第3章	土工事	[22]
第4章	地業工事	[23]
第6章	コンクリート工事	[23]
第21章	外構工事	[28]
第22章	植栽及び屋上緑化工事	[32]
追記		[34]
別記		[36]

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名

清瀬運動場(R08)子供プール跡地舗装等改修工事

1.2 工事場所

東京都清瀬市竹丘三丁目10番5号

1.3 敷地面積

1.4 工事規模

子供プール跡地、管理棟東側 約350 m²

1.5 工期

契約確定の日の翌日から令和9年2月26日まで

第2章 一般事項

東京都では、環境マネジメントシステムを運営し、東京都の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

環境マネジメントシステムについては、東京都環境局ホームページを参照する。

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「令和8年版 東京都建築工事標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査(工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。)を

行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は発注者の指示による。

2.4 成績評定について

本工事は、東京都工事成績評定要綱（平成 14 年 3 月 26 日付 13 財営技第 167 号）に基づく工事成績評定について、次による。

- ・ 対象
- 対象外

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第 17 条から 23 条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。

「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

第3章 支払

3.1 部分払

- (1) 工事請負契約書第38条に定める部分払の方法は、次による。
- ・ 段階別部分払 (支払回数は、.....回以内とする。)
 - ・ 特例工事部分払 (支払回数は、.....回以内とする。)
 - 部分払については、行わない。

第4章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

- 受注者の負担とする。
- ・ 発注者の支給とする。

(1) 電気料

イ 改修工事の場合は、それぞれの使用量に応じた従量料金を支払う。ただし、工事施工に伴い、契約電力を変更した場合は、従前との差分の基本料金を含む。

(2) 水道料

本管接続後は、次表による。

工事区分	基本料金	従量料金
建築工事		○
その他		○

第2編 工種別事項

第1章 総則

第1節 共通事項

1.1.4 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工及び完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

- (1) 本工事が東京都議会上程案件の場合、東京都議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。

また、本工事における現場代理人の兼務については、次のとおりとする。

- ・ 認めない。
 - 認める。現場代理人を兼務する場合の詳細は、別紙「現場代理人の兼務要件について」による。
- (2) 「建設業法」(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
 - 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
 - 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
- なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。
- 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- (5) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用については次のとおりとする。

- ・ 認めない。
- 認める。適用にあたっては、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」による。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」は、東京都財務局ホームページから入手できる。
<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/eizen/tekiseikasuishinyoukou/>

1.1.7 工事实績情報システム（コリンズ）の登録

契約金額が500万円以上の工事については、工事实績情報システム（コリンズ）に基づく工事实績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建

設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】 JACIC のホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.8 書面の書式及び取扱い

(2) 情報共有システムの適用については、次による。

○ 適用しない。

・ 適用する。適用にあたっては、以下による。

本工事は、「情報共有システム活用工事」であり、受注者が工事着手前に発注者に対して利用する情報共有システムについて協議した上で工事を実施する。詳細は、「財務局工事における情報共有システム運用要領」を参照すること。なお、当該要領は、東京都財務局ホームページから入手できる。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/ASP-guideline.pdf>

利用するシステムについては、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（東京都財務局版）」を満足すること。

推奨するシステムは、以下とする。

<https://sun.calsasp.jp/portal/calsasp/document/tokyo-zaimu.pdf>

1.1.10 施工体制台帳等

(1) 施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

1.1.11 関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事は、次のとおりである。

- ・ 電気設備工事
- ・ 給水衛生設備工事
- ・ 空調設備工事
- ・ 昇降機設備工事
- ・ 電話設備工事

設計図書に明示された他の発注者に係る工事は、次のとおりである。

・

1.1.16 建設副産物の処理

(1) 建設副産物の取扱いは、次による。

ア 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。

イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

(ア) 工事概要等

工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。

(イ) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等

建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。

(ウ) 建設副産物等の運搬・処理業者

運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。

(エ) 現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

(オ) 解体工事計画

建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

ウ 施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。

(ア) 再生資源利用計画書

受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「コブリス・プラス」という。）により作成する。

①土砂を搬入する工事

②碎石を搬入する工事

③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(イ) 再生資源利用促進計画書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する。

①建設発生土を搬出する工事

②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり 1 トン以上搬出する工事

(ウ) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

(エ) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を 100 m³ 以上搬出する場合）

受注者は、本工事から建設発生土を 100 m³以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

(オ) 告知書

(カ) 建設リサイクル法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(キ) 汚染土壌の処理

受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

エ 建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」、に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ 有害物質のチェック

受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

カ 工事情報の登録等

○ 本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

（問合せ先）

一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）

所在地〒107-8416 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 14 階

電話 03-6261-4324

<https://fkplus.jacic.or.jp/>

E-mail recycle@jacic.or.jp

キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

(ア) 再生資源利用実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①土砂を搬入する工事
- ②碎石を搬入する工事
- ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(イ) 再生資源利用促進実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①建設発生土を搬出する工事
- ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり 1 トン以上搬出する工事

(ウ) リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
- ③現場内で分別を行わない場合

(エ) 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）

ケ マニフェスト等の提示

(ア) マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。

(ア) 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。

受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。

指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成 18 年 8 月 10 日付国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号）によるものとする。

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。

上記により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○ 現場で発生した建設発生土を使用する。

- ・ 次のストックヤードから、ストック土（第_____種建設発生土）を搬入する。

_____ストックヤード（_____区・市_____地先）

- ・ 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。

なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

_____建設工事

(.....区・市.....地先)

- ・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土（第.....種建設発生土）を搬入する。
- ・ 東京都建設発生土再利用センターから改良土（第.....種建設発生土）を搬入する。
- ・ コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10 等）を使用する。

なお、六価クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告示第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。

- ・ 次の場所から、.....土を搬入する。
搬入元名称.....(.....区・市.....地先)

(イ) 建設廃棄物の現場内再利用

現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。

- ・ コンクリート塊については、粒の大きさを.....mm以下に砕いて埋め戻し、(路盤材料・.....)に再利用する。
- ・ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破碎する等加工し、(チップ舗装・堆肥・木杭・.....)に再利用する。
- ・ 発生する.....については、.....に再利用する。

なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。

ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。

(ア) 発注者に引渡しを要するものは、次による。

- (イ) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、追記2の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。

○ 「1.5.1 事前調査(1)」及び「第29章 石綿除去工事」による。

オ 構外に搬出する建設副産物の取扱い、次による。

(ア) 建設発生土の取扱い

受注者は、建設発生土を次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法省令の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、掲示、報告、保存並びに受領書による管理等）を実施する。

- ・ 現場内利用（工事現場外一時仮置き）
.....ストックヤード（.....区・市.....地先）へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。

- ・ 工事間利用

次の工事現場へ搬出する。

なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議をする。

.....建設工事現場
(.....区・市.....地先)

搬出に先立ち、土壌汚染対策法施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を工事間利用先工事の発注部局に通知する。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

- 指定処分Ⅰ（最終搬出先の記録の作成、保存が不要）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。な

お、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

- ・ 東京都建設発生土再利用センター（（公財）東京都都市づくり公社）へ搬出する。
- ・ 株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）事業地の次の場所へ搬出する。
.....地区（.....区・市.....地先）
- ・ 中央防波堤内側埋立地（東京港埠頭株式会社）へ搬出する。
- ・ 新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地：東京港埠頭株式会社）へ搬出する。
- ・ 搬出先名称（.....）へ搬出する。
（.....区・市.....地先）
- ・ 指定処分Ⅱ（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）
本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。
受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。
最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

- ・ 搬出先名称（.....）へ搬出する。
（.....区・市.....地先）
- ・

(イ) 異物混入の防止

受注者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。

受注者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

(ウ) 建設廃棄物の取扱い

受注者は、コブリス・プラス等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。

本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- ・ コンクリート塊
（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
住所 丁目.....番.....号
搬出距離 約.....km 搬出量 約.....m³ 搬出条件：.....
- ・ アスファルト・コンクリート塊
住所 丁目.....番.....号
搬出距離 約.....km 搬出量 約.....m³ 搬出条件：.....

- ・ 建設泥土

住所 丁目 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件 :

- ・ 建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）

住所 丁目 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件 :

- ・ 建設混合廃棄物

住所 丁目 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件 :

- ・

住所 丁目 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件 :

- ・

住所 丁目 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件 :

(エ) 有価物を売渡する場合

売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

なお、建設廃棄物として処分する場合は、適切に処理すること。

（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環境規発第2104141号）等を参照すること。）

カ クレオソート油等を含む建設発生木材の処理

クレオソート油、CCA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条8号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びダイオキシン類特別措置法（平成11年法律第105号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

キ セっこうボードの処理方法は、次による。

セっこうボードの撤去に際しては、セっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。

(ウ) (ア)及び(イ)以外の石膏ボードの処理は次による。

- ・ 最終処分場とする。
- ・ 再資源化とする。

ク PCB含有シーリング材の処理は、次による。

(ア) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。

- ・

1.1.17 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.19 保険の加入及び事故の補償

- 本工事において、受注者は法定外の労災保険^(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※ 法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

1.1.26 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置

- (1) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成 19 年法律第 66 号）に基づく保険の加入又は保証金の供託の適用については、次による。

- ・ 適用する。
- ・ 適用しない。

1.1.28 遠隔臨場の実施

遠隔臨場の適用については、次による。

- 適用しない。
- ・ 適用する。適用にあたっては、以下による。

本工事は、「受注者希望型遠隔臨場活用工事」であり、受注者が工事着手前に発注者に対して遠隔臨場に取り組む旨を協議した上で工事を実施する。詳細は、財務局「受注者希望型遠隔臨場活用工事」試行実施要領を参照すること。なお、当該要領は、東京都財務局ホームページから入手できる。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/remote-presence-guideline.pdf>

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

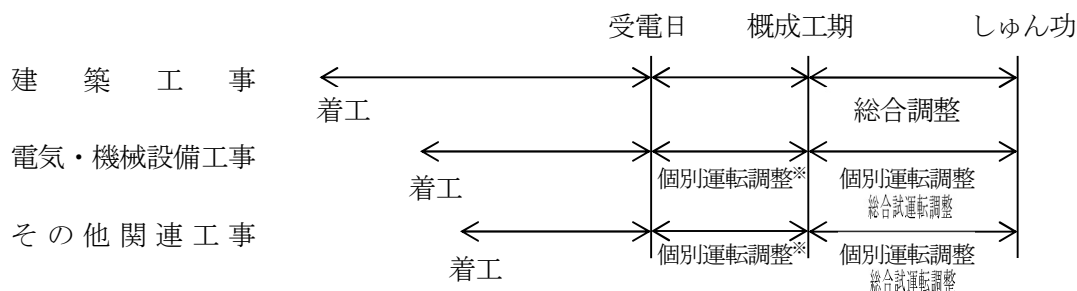
- (2) 全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転調整期間を差し引いた概成工期（第 1 編「1.5 工期」に明記された場合は、これによる。）を定めるものとする。

概成工期までに、本工事及び関連工事等に係る各設備機器の施工、受電、総合試運転調整の実施に支障となる個別運転調整及び建築工事の仕上げ等を完了させ、工事目的物の使用を想定した総合試運転調整を概成工期後に遅滞なく実施できる実施工程表を作成するものとする。

工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、総合試運転調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「1.1.11 関連工事等の調整」による。）。

なお、工程表には「概成工期」、「受電日」及び「総合試運転調整に要する工程」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。

※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2 用語の定義(26)」による。）



※ 概成工期の前にある「個別運転調整」は、総合試運転調整の実施に支障となる範囲を示す。

工程で条件がある場合は、次による。

・

1.2.2 施工計画書

(5) 「2.2.4 足場、仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。

1.2.3 施工図等

(4) 施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.4 工事の記録等

(5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。
また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

○ 作成する。

・ 作成しない。

エ 写真帳の提出は、次による。

工事完了時に電子データで提出する。

なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だてて整理し、必要に応じてキープラン、説明図を添付したものである。

(8) 工事状況記録ビデオ

○ 作成しない（注：東京都議会上程案件以外の場合は作成しない。）。

・ 工事状況を撮影・編集した DVD 等については、次のとおり提出する。

(9) デジタル工事写真の黒板情報電子化（以下「電子黒板」という。）は次による。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黒板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）に関する資料を添付する。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することをいう。

電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）については、CRYPTREC ホームページを参照する。

イ 適用範囲

対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェアについては、JACIC ホームページを参照する。

エ 本工事における黒板情報の電子的記入の取扱い

は、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

1.3.3 電気保安技術者

工事現場におく電気保安技術者は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。

- ・ 配置する。
- 配置しない。

1.3.5 施工条件

(2) 施工順序は、次による。

- ・ 図面による。

・

(3) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。

- ・ 図示による。

・

(4) 施工条件は、次による。

・

・

・

・

1.3.7 施工中の安全確保

(3) 「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。

- 本工事の受注者を指名する。
- ・ 本工事の受注者を指名しない。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

- ア 統括安全衛生責任者
- イ 元方安全衛生管理者
- ウ 店社安全衛生管理者

第4節 材料

1.4.1 環境への配慮

- (1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

(ア) 特別品目

- 建設発生土、改良土
- 環境配慮型型枠（複合合板型枠等）

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）より抜粋
環境配慮型型枠について

工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林を使用しないか又は使用を抑制した型枠（合板型枠（材料は以下ただし書きの①、②を満たすものに限る。）、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等）であること。

再生資源化施設や熱利用（回収、供給）が可能な施設において再資源化等が可能なものであること。

製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるのは環境配慮型型枠として扱う。

ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材（FSC、PEFC または SGEC によるもの）、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること。

- ① 原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材
- ② 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの

なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること。

- 再生クラッシャーラン
- 再生粒度調整碎石
- 再生加熱アスファルト混合物
- 再生加熱アスファルト処理混合物
- 多摩産材を用いた建築材料
- 国産木材を用いた建築材料
- 低 VOC 塗料
- エコセメントを用いたコンクリート二次製品
- スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
- ノンフロン断熱材
- 再生骨材（○L ・M）を用いたコンクリート
 - ・ 再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート

- ・ 再生木質ボード類

(イ) 特定調達品目

○ 建設機械

- ・ ビニル系床材
- ・ フローリング
- ・ 陶磁器質タイル
- ・ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材）
- ・ 日射調整フィルム

(ウ) 調達推進品目

イ 受注者は、ア以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。

なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

(2) ホルムアルデヒド放散量について、放散等級の表示によらないものは以下のとおりとする。

1.4.2 材料の品質等

(1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次によるほか、(8)による。

(8) 次の再生材の品質は、次による。

○ 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。

（土木材料仕様書については、東京都建設局ホームページを参照する。）

- ア 再生クラッシュラン(RC-40、RC-30)
- イ 再生粒度調整碎石(RM-40、RM-30)
- ウ 再生砂(RC-10)
- エ 再生加熱アスファルト混合物
- オ 改良土
- カ 粒状改良土
- キ 流動化処理土
- ク 再生骨材Lを用いたコンクリート
- ケ コンクリート用再生骨材H
- コ 再生粒度碎石（浸透トレンチ用）

1.4.4 材料の検査等

- (1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。
- (7) 標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

第5節 石綿含有建材の調査

1.5.1 事前調査

- (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。

また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

(参考)

【報告対象となる工事】

- ① 解体部分の床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込 100 万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省ホームページ「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局ホームページ「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- (3) 分析方法は、次による。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」[平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号（厚生労働省）（令和 3 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 18 号により一部改正）参照]

- ・ JIS A 1481-1（定性分析）
- ・ JIS A 1481-2（定性分析）
- ・ JIS A 1481-3（定量分析）
- ・ JIS A 1481-4（定量分析）
- ・ JIS A 1481-5（定量分析）

試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

(4) (2)の事前調査を行う者及び(3)の分析調査を行う者については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に基づき、次による。

＜建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部※1を除く。）の事前調査の調査者等＞

①建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した特定建築石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

＜一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の事前調査の調査者等＞

①の者

②建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した一戸建て当石綿含有建材調査者
＜特定工作物のうち、告示第一号から第五号まで及び第七号から第十一号※2までに掲げる工作物の事前調査の調査者＞

③工作物石綿事前調査者

＜特定工作物のうち、告示第六号、第十二号から第十七号※2までに掲げる工作物、特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業の事前調査の調査者等＞

①の者

③の者

※1 「一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部」は、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれない。

※2 石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物（特定工作物）

一 反応槽

二 加熱炉

三 ボイラ及び圧力容器

四 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）

五 焼却設備

六 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）

七 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）

八 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）

九 変電設備

十 配電設備

十一 送電設備（ケーブルを含む。）

十二 トンネルの天井板

十三 プラットホームの上家

十四 遮音壁

十五 軽量盛土保護パネル

十六 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

十七 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）

＜分析調査を行う者＞

④所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了
考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

①の者と同等以上の能力を有すると認められる者は、義務付け（令和5（2023）年10月1日）の前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者をいう。

④の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は以下の者である。

- ①公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ②一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ③一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ④一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ⑤一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

第7節 施工

1.7.4 施工の検査等

(3) 見本施工の実施は、次による。

- ・ 実施する。（実施箇所：.....）
- 実施しない。
- ・

1.7.8 排出ガス対策型建設機械

総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。

1.7.9 低騒音型・低振動型建設機械

総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。

第9節 しゅん功図等

1.9.1 完了時の提出図書

(1) しゅん功図は、次による。

- 作成する（「1.9.2 しゅん功図」による。）。
- ・ 作成しない。

(2) しゅん功写真は、次による。

- 作成しない。
- ・ アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、.....部とする。

また、撮影場所、撮影枚数等は、次による。

なお、しゅん功写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について著作者人格権を行使しないこと。

撮影場所	撮影枚数	サイズ
------	------	-----

外 観		
内 観		

(3) 保全に関する資料は、次による。

- 作成する（「1.9.3 保全に関する資料」による。）。
- ・ 作成しない。

1.9.2 しゅん功図

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としてもよい。

種類及び提出部数は、次による。

- | | | |
|---------------|-------|-----|
| (1) 電子データ | | 2 部 |
| (2) 見開製本 (A1) | | 部 |
| (A2) | | 部 |
| (A3) | | 3 部 |
| (3) しゅん功原図 | | 部 |

1.9.3 保全に関する資料

(1) 保全に関する資料は、次による。

ア 建物保全データ

監督員より対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを電子データで提出する。

イ その他の保全に関する資料

- 付属品等引渡し通知書
- 試験成績書
- 官公署届出書類（副本）
- 官公署届出書類の写し
- 鍵・備品・工具リスト
- 保証書
- 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）

※ 紙による場合は、官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出する。

・

1.9.4 電子納品

(1) 本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品については、東京都財務局ホームページで「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）の最新版を参照する。

(2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。

- 「1.2.4 工事の記録等(5)」による写真帳
- 「1.9.1 完了時の提出図書(1)イ」によるしゅん功写真
- 「1.9.2 しゅん功図」によるしゅん功図
- 「1.9.3 保全に関する資料(1)」による建物保全データ及びその他の保全に関する資料

- 標準仕様書「1.1.10 施工体制台帳等(1)」による施工体制台帳及び施工体系図
- 標準仕様書「1.2.2 施工計画書(1)及び(2)」による施工計画書
- 標準仕様書「1.2.4 工事の記録等(1)」による工事報告書等
- 標準仕様書「1.2.4 工事の記録等(2)」による協議等の記録
- 標準仕様書「1.2.4 工事の記録等(3)」による試験等の記録

・
 ・
 「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき作成し、監督員に提出する。

(3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。

- ・ 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

CADデータの著作者名：

- ・ 貸与しない。

(4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューソフトは、工事完了時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。

JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

第2章 仮設工事

第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

2.2.4 足場、仮囲い等

(2) 仮囲いについては、別途指示する位置に次のものを設置する。

- ・ 万能鋼板 H=3.0m
- ・ 波形鋼板 H=1.8m

・
 仮囲い以外の指定する仮設は、次による。

- ・
 ・

(3) 足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主任技能講習を修了した者等が行うこととする。

・
 また、仮設足場については、次のものを想定している。

- 足場の設置箇所、シート等の設置については、図面による。
- 防音パネルの設置範囲は、「2.5.4 騒音・粉じん等の対策(2)」による。
- 手すり先行枠組足場
 - ・ 手すり先行くさび緊結式足場

・

第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等

監督員事務所の設置は、次による。

○ 設置しない。

・ 設置する。

(1) 監督員事務所の規模の種別は、次による。

・

(2) 標準仕様書に記載した監督員事務所の備品以外で設置するものは、次による。

・

2.3.5 受注者事務所等

(1) 作業員用便所について、「快適に利用できる水洗洋式トイレ」は、次による。

○ 「快適に利用できる水洗洋式トイレ」を設置しない。

・ 以下の設備を備えたトイレを男女各1か所以上設置する。

○ 男女の使用を明確に分けた水洗式洋式便器

○ 入口の目隠し及び通路の男女間の間仕切り

○ 鏡付き洗面台（男女に各1台以上設置）

○ 臭い逆流防止機能

○ 容易に開かない施錠機能

○ 照明機能

○ 衣類掛けフック

○ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）

○ 擬音装置（女性専用トイレに限る）

○ 便座除菌シート及び予備品の常備（使用品置台及び予備品置き場含む）

○ トイレットペーパー及び予備品の常備（予備品置き場含む）

・

女性作業員用の更衣室は、次による。

○ 女性作業員用の更衣室を設置しない。

・ 以下の設備を備えた女性作業員用更衣室を設置する。

○ 更衣室（7.3 m²程度以上）

○ 施錠機能

○ 照明機能

○ 施錠機能のあるロッカー（3個以上）

○ 鏡付き洗面台（コンセント付）

・

第3章 土工事

第1節 共通事項

3.1.3 敷地整理

(3) 工事の支障となる樹木の処置は、次による。

○ 図面による

第4章 地業工事

第6節 砂利、砂、捨コンクリート地業等

4.6.2 材料

(1) 砂利地業に使用する砂利は、次による。

ア 直接基礎（軽微な建物を除く。）

- ・ 再生クラッシュラン（RC-40）
- ・ 切込砂利

○ 切込碎石

イ 上記以外

○ 再生クラッシュラン（RC-40）

- ・ 切込砂利
- ・ 切込碎石

(3) 捨コンクリート地業に使用するコンクリートは、次による。

○ 図面による。

4.6.3 砂利及び砂地業

(1) 砂利及び砂地業の範囲は図面により、厚さは、次による。

○ 図面による。

(5) 目つぶし砂は、次による。

○ 再生クラッシュラン（RC-40）

- ・ 切込砂利
- ・ 切込碎石

4.6.4 捨コンクリート地業

(1) 捨コンクリートの範囲は図面により、厚さは、次による。

○ 図面による。

(2) 捨コンクリートへの再生骨材を用いたコンクリートの使用は次による。適用は「6.11.1 一般事項(3)」による。

- ・ 使用する

○ 使用しない

第6章 コンクリート工事

第2節 コンクリートの種類及び品質

6.2.1 コンクリートの種類

(1) コンクリートの類別は、次による。

○ I類

- ・ II類
- (2) コンクリートの気乾単位容積質量による種類は、次による。
 - 普通コンクリート
 - ・ 軽量コンクリート
- (3) 建築基準法第 37 条第 2 号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリートは、次による。

- ・
- (4) 再生骨材コンクリートの適用箇所は、次による。

部位		再生骨材コンクリートの種別
○	捨コン	H、M、L
○	土間コン（無筋）	H、M、L
○	土間コン（有筋）	H、M
○	配管類の基礎（無筋）	H、M、L
○	重力式擁壁（無筋）	H、M、L
○	重力式擁壁（有筋）	H、M
・	構造部材	H
・	図示による	図示による

- ① 再生骨材コンクリートと普通コンクリートの混合打設を行ってはならない。（非構造部材を除く）
 - ② 供給可能な再生骨材コンクリート工場が無い場合や工場の出荷調整がつかない場合は、監督員と協議のうえ、普通コンクリートを用いてよい。
- ※ H：JIS A 5308（再生骨材 H（JIS A 5021）を用いたコンクリート）
 M：JIS A 5022（再生骨材 M を用いたコンクリート）
 L：JIS A 5023（再生骨材 L を用いたコンクリート）
- ③ 使用に当たっては、試し練りを行うこと。ただし、非構造部材については、試し練りを省略して良い。

6.2.2 コンクリートの強度

6.2.4 ワーカビリティ及びスランプ

普通コンクリートの設計基準強度（ F_c ）等は、次による。

設計基準強度（ F_c ）	スランプ (cm)	適用範囲
・ 21 N/mm^2		
・ 24 N/mm^2		
○ 18 N/mm^2	8	喫煙所基礎

第3節 コンクリートの材料及び調合

6.3.1 コンクリートの材料

- (1) セメント

ア セメントの種類は、次による。

- JIS R 5210 に規定する普通ポルトランドセメント
- JIS R 5211 に規定する高炉セメント（下記イによる箇所）
- ・

イ 高炉セメント B 種及びフライアッシュセメント B 種の適用箇所は、次による。

種 別	適用箇所
-----	------

○高炉セメントB種	1階スラブを含む、地中梁、耐圧版、基礎フーチング等
・フライアッシュセメントB種	

(2) 骨材

ア 骨材の種類及び品質

(ア) フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材の使用は、次による。

・
普通エコセメントを使用するコンクリートに再生骨材Hを使用する場合は、次による。

イ JIS A 5308 附属書 JA(規定) 「レディーミクストコンクリート用骨材」に規定する、碎石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材H、砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分は、次による。

(4) 混和材料

混和材料の適用及び種類は、次による。

6.3.2 コンクリートの調合

(1) 調合管理強度及び調合強度

イ 構造体強度補正值 (S) 及び期間は、次による。

セメントの種類	地区	コンクリート打込み後 28 日までの 期間の予想平均気温の範囲 (°C)	
普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	—	$0 \leq t < 8$	$8 \leq t$
	A地区	12/3~2/10	2/11~7/1 9/13~12/2
	B地区	11/25~2/17	2/18~7/3 9/10~11/24
	C地区	11/19~2/24	2/25~7/6 9/5~11/18
早強ポルトランドセメント	—	$0 \leq t < 5$	$5 \leq t$
	A地区	5°C未満になる期間はない。	1/1~7/1 9/13~12/31
	B地区	12/24~1/20	1/21~7/3 9/10~12/23
	C地区	12/9~2/1	2/2~7/6 9/5~12/8
中庸熱ポルトランドセメント	—	$0 \leq t < 11$	$11 \leq t$
	A地区	11/14~3/6	3/7~7/1 9/13~11/13
	B地区	11/9~3/11	3/12~7/3 9/10~11/8
	C地区	11/4~3/17	3/18~7/6 9/5~11/3
低熱ポルトランドセメント	—	$0 \leq t < 14$	$14 \leq t$
	A地区	10/28~3/27	3/28~7/1 9/13~10/27
	B地区	10/23~3/30	3/31~7/3 9/10~10/22
	C地区	10/17~4/3	4/4~7/6 9/5~10/16
高炉セメントB種	—	$0 \leq t < 13$	$13 \leq t$

	A地区	11/3～3/20	3/21～7/1 9/13～11/2
	B地区	10/29～3/25	3/26～7/3 9/10～10/28
	C地区	10/24～3/29	3/30～7/6 9/5～10/23
フライアッシュセメントA種 フライアッシュセメントB種	—	$0 \leq t < 9$	$9 \leq t$
	A地区	11/26～2/18	2/19～7/1 9/13～11/25
	B地区	11/19～2/24	2/25～7/3 9/10～11/18
	C地区	11/14～3/3	3/4～7/6 9/5～11/13
構造体強度補正值 $_{28}S_{91}$ (N/mm ²)		6	3

(注) 上記の期間は、『構造体強度補正值の適用期間の見直しについて(令和7年12月1日付7都市建企第943号)』の一部訂正について(通知)(令和8年1月6日付7都市建企第1079号。以下「通知」という。)に基づき記載している。

- 1 A地区とは、東京23区内とする。(通知「大手町」の標準期間)
- 2 C地区とは、八王子市、昭島市、福生市及び瑞穂町以西とする。(通知「八王子市」「青梅市」の標準期間)
- 3 B地区とは、島しょを除く地域のうちA及びC地区以外とする。(通知「府中市」標準期間)
- 4 t (°C) は、コンクリートの打込みから28日までの期間の予想平均気温の範囲を示す。
- 5 記載した期間については、あくまで標準期間であり、実際には打設時点における気温を予測する等、状況に応じて計画を行う。
- 6 暑中コンクリート(日平均気温の日別平滑値が25°Cを超える期間に施工するコンクリート)の適用期間及び構造体強度補正值は、「第12節 暑中コンクリート」を参照すること。

上記のセメントの種類以外のセメントを使用する場合の構造体補正值(S)及び期間は、次による。

○ 普通エコセメントは、次による。

普通エコセメント	コンクリートの打ち込みから構造体コンクリートの強度管理材 齢までの予想平均気温 θ の範囲(°C)			
	25 以上	16 以上 25 未満	8 以上 16 未満	2 以上 8 未満
構造体強度補正值 $_{28}S_{91}$ (N/mm ²)	6	3	6	9

- (注) 1 構造体コンクリートの強度管理材齢は、28日とする。
- 2 施工箇所のコンクリートの打込みから構造体コンクリートの強度管理材齢までの期間に応じて予想平均気温 θ を確認し、工事監理者の承認を受けること。

(2) 調査条件

カ 混和材料の使用

(エ) 標準仕様書に示す以外の混和材料の種類、使用方法及び使用量は、次による。

第4節 レディーミクストコンクリート工場の選定、コンクリートの製造及び運搬

6.4.1 レディーミクストコンクリート工場の選定

(2)カ 良好な品質管理に向けた品質管理基準について

工場の品質管理状況に関しては、産・学・官で構成される「全国生コンクリート品質管理監査会議」がJIS Q 1011の規定にISO 9001の一部規定及び管理技術者の有無等の要求事項を加えた「全国統一品質管理基準」を策定し、毎年各工場の立入監査を行い、この基準に適合した工場に㊦マークを交付しているため、工場の選定に必要な品質確保の確認に参考にする。

第6節 コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め

6.6.7 打継ぎ

(2) 打継ぎの位置は、次による。

・

(3) 目地の寸法は、次による。

- 標準仕様書「9.7.3 目地寸法(1)ア」による。

・

第7節 養生

6.7.2 湿潤養生

セメントの種類が普通エコセメントの場合は、次による。

・

第8節 型枠

6.8.1 型枠一般

(4) 外部に面するコンクリートの打増し厚さは、次による。

- 20 mm

・

(5) ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法は、次による。

- 目地寸法は、標準仕様書「9.7.3 目地寸法 (1)ア」による。

・

6.8.2 材料

(1) せき板の材料は、次による。

- 6.8.2(1)ア及びイによるほか、原則として「1.4.1 環境への配慮」による。

・

(2) 合板の厚さは、次による。

・

(5) せき板に断熱材を兼用した型枠材を使用する場合は、次による。

・

(6) MCR工法用のシートの適用は、次による。

・

(10) 型枠に設けるスリーブ（配管用等）

- イ スリーブに用いる材種、規格等は、次による。

・

6.8.4 型枠の存置期間及び取外し

(2) 型枠の存置期間

- ア セメントの種類が普通エコセメントの場合の最小存置期間は、次による。

第9節 試験等

6.9.1 一般事項

- (2) 標準仕様書に示す試験方法以外の試験の項目及び判定方法は、次による。

6.9.6 構造体コンクリートの仕上りの確認

- (4) かぶり厚さ不足の兆候のある場合は、次による。

- ・ 非破壊検査を行う。

第11節 無筋コンクリート

6.11.1 一般事項

- (2) コンクリートの種類は、次による。

- (3) 骨材、セメントの種類、設計基準強度及びスランプは、次による。

骨材	セメントの種類	設計基準強度(Fc)	スランプ(cm)	適用範囲
・再生骨材H	・普通 ○高炉B			
・再生骨材M	・普通 ○高炉B			
・再生骨材L	・普通 ○高炉B			
・	・普通 ・高炉B			

- (4) 無筋コンクリートの適用箇所は次による。

- (5) 表 6.2.1 以外のコンクリートを用いる場合は、次による。

第21章 外構工事

第2節 舗装工事

21.2.1 路床

- (1) 路床の構成及び仕上がり

ア(ア) しゃ断層の適用及び厚さは、次による。

- 図面による。

- (イ) 透水性舗装に用いるフィルター層の厚さは、次による。

- 図面による。

- (ウ) 路床安定処理の適用及び方法は、次による。

(4) 試験

ア 路床土の支持力比（CBR）試験は、次による。

- ・ 行う。
- 行わない。

イ 路床締固め度の試験は、次による。

- ・ 行う。
- 行わない。

ウ 現場 CBR 試験は、次による。

- ・ 行う。
- 行わない。

オ 砂の粒度試験は、次による。

- ・ 行う。
- 行わない。

21.2.2 路盤

(1) ア 路盤の厚さは、次による。

- 図面による。

・

(2) 材料

ア 路盤材料は、次による。

- 再生クラッシュラン RC-40（品質については、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。）
- 再生粒度調整砕石 RM-40（品質については、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。）

・

21.2.3 アスファルト舗装

(1) 舗装の構成及び仕上がり

ア 舗装の構成及び厚さは、次による。

- 図面による。

・

エ 舗装の平たん性は、次による。

- 舗装面は、雨水を速やかに排水施設に導けるよう、排水勾配に配慮して施工する。

(3) 配合その他

ア 表層及び基層の加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の種類は、次による。

- 表層は再生密粒度アスファルト混合物とし、基層は再生粗粒度アスファルト混合物とする（品質については、標準仕様書「表 21.2.6 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲」及び「表 21.2.8 加熱アスファルト混合物等の種類及び標準配合」によるほか、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。）。

・

また、本工事に使用するアスファルト混合物及び再生アスファルト混合物で、「アスファルト混合物事前審査」の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定証の写しを監督員に提出し、この場合の品質管理は追記 1 の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準（試行）」（東京都建設局）による。

(5) 試験

ウ(ア) アスファルト混合物等の抽出試験は、次による。

- ・ 行う。
- 行わない。

21.2.4 コンクリート舗装

(1) 舗装の構成及び仕上がり

ア 舗装の構成及び厚さは、次による。

- 図面による。

・

(2) 材料

ア コンクリートの種類、設計基準強度、スランプ、水セメント比の最大値及び粗骨材の最大寸法は、次による。

・

ウ 注入目地材料の種別は、次による。

・

(3) 施工

オ 目地

(ア) コンクリート版の目地の種類及び間隔は、次による。

部	位	目地の種類	目地の間隔
駐車場	縦方向	・ 収縮目地 ○ 突合せ目地 ・ 伸縮調整目地	m
	横方向	○ 収縮目地 ・ 突合せ目地 ・ 伸縮調整目地	m
車路及び歩行者通路	縦方向	・ 収縮目地 ○ 突合せ目地 ・ 伸縮調整目地	m
	横方向	○ 収縮目地 ・ 突合せ目地 ・ 伸縮調整目地	m
舗装内の ^{ます} 枠の周囲		・ 収縮目地 ・ 突合せ目地 ○ 伸縮調整目地	m
建築物、構造物との取合い		・ 収縮目地 ・ 突合せ目地 ○ 伸縮調整目地	m

(イ) 目地の構造は、次による。

- 図面による。

(5) 試験

ウ コンクリートの強度試験は、次による。

・

21.2.8 街きよ、縁石及び側溝

(1) 材料

ア 街きよ、コンクリート縁石及び側溝の種類、形状、寸法等は、次による。

種類	形状、寸法等	使用箇所
・縁石 C	205/180×250×600	管理棟東側
・		

イ 現場打ちの場合、コンクリート及び鉄筋は、次による。(標準仕様書「21.3.2 材料 (8) (9)」)

・

ウ 地業の材料は、次による。

○ 再生クラッシュラン (RC-40)

・ 切込み砂利

・ 切込み碎石

・

(2) 施工

ア 砂利地業の厚さは、次による。

・

第3節 排水工事

21.3.1 共通事項

雨水浸透施設の敷設は、次によるほか、「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」及び「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」(東京都総合治水対策協議会)、並びに「外構工事設計要領(構内舗装・排水等編)」(東京都財務局建築保全部)を参照すること。

○ 図面による。

・

21.3.2 材料

(1) 排水管用材料の材種、種類・記号、呼び径等は、次による。

材種	種類・記号	呼び径等	使用箇所
・遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管 (1 種)		
・硬質ポリ塩化ビニル管	・ VP ・ VU ・ RS-VU (注 1)		
・硬質ポリ塩化ビニル管継手	・ DV (注 2) ・ VU 継手 (注 3)		

(注 1) RS-VU (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 : JIS K9797)

(注 2) DV (排水用硬質塩化ビニル管継手 : JIS K6739)

(注 3) VU 継手 (屋外排水設備用硬質ポリ塩化ビニル管継手 : AS 38)

(4) 側塊の形状及び寸法は、次による。

・

(5) 排水柵^{ます}及び蓋の種類等は、次による。

○ 図面による。

鋳鉄製蓋の名称、種類、適用荷重は、次による。

・
(6) グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ、ボルト固定の有無等は、次による。

○ 図面による。.....

(7) 地業の材料は、次による。

ア 砂地業（標準仕様書「4.6.2 材料（2）」）

- ・ シルト
- ・ 山砂
- ・ 川砂
- ・ 砕砂

イ 砂利地業（標準仕様書「4.6.2 材料（1）」）

- 再生クラッシャーラン（RC-40）
- ・ 切込砂利
- ・ 切込碎石

・
(8) 現場打ちの場合のコンクリートの種類、設計基準強度及びスランプは、次による。

・
(9) 現場打ちの場合の鉄筋の種類の記号等は、次による。

第4節 その他の外部工事

21.4.2 門扉、フェンス等

(2) 材料

ア 金属製の格子フェンス及び門扉の種類、寸法、材質等は、次による。

・
イ ネットフェンスの種類、寸法等は、次による。

○ メッシュフェンス 図面による。.....

エ フェンスの基礎は、次による。

○ メッシュフェンス 図面による。.....

(3) 工法等

オ 見え掛り部分及び埋込み部分の表面処理は、次による。

第22章 植栽及び屋上緑化工事

第2節 植栽基盤

22.2.3 材料

(1) 植込み用土は、次による。

- 現場発生土の良質土
- 客土

(2) 土壌改良材の種類は、次による。

○ 図面による。.....

第4節 芝張り、吹付けは種及び地被類

22.4.2 材料

(1) ア 芝の種類は、次による。

○ コウライシバ

・ ノシバ

・

.....

22.4.3 芝張りの工法

(1) 芝張りの工法等は、次による。

工 法	使用箇所
○目地張り	図面による。
・べた張り	

アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準（試行）

東京都建設局

1 アスファルト混合物

工種		試験（測定）項目	試験方法	管理基準	検査確認方法
上層路盤工・基層工・表層工	アスファルト処理混合物・アスファルト混合物・グーラスアスファルト混合物	骨材	・比重及び吸水率 (単粒度碎石の場合のみ必要) ・磨り減り減量 (単粒度碎石の場合のみ必要) 試験 ・そ性指数 (PI) (スークリーニングスの場合のみ必要) ・粒 度	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 1121 JIS A 1205 JIS A 1206 JIS A 1102	事前に審査 認定証（写し） により確認
		石粉	・水 分 ・比 重 ・粒 度	JIS A 5008 JIS A 5008 JIS A 5008	事前に審査 認定証（写し） により確認
		石油アスファルト類	・針 入 度 ・軟 化 点 ・伸 度 ・三塩化エタン可溶分 ・引 火 点 ・薄膜加熱質量変化率 ・薄膜加熱針入度残留率 ・蒸発後の針入度比 ・蒸発質量変化率 ・粘度 (動粘度又はセイボルトフロール秒) ・密 度 ・タフネス・テナシティ ・粘 度 比 (60℃)	JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2265 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 舗装試験法便覧 JAA-011	事前に審査 認定証（写し） により確認
		料	・混合物の配合設計 ・混合物の密度（基準密度）	アスファルト舗装要綱 舗装試験法便覧	事前に審査 認定証（写し） により確認
	混合物	・骨材の粒度 ・骨材の加熱温度 ・アスファルトの溶解温度 ・混合物の骨材粒度及びアスファルト量 ・混合物の密度 ・混合物の温度	JIS A 1102 舗装試験法便覧 JIS A 1102 舗装試験法便覧	「土木工事施工管理基準」による	プラントの 自主管理

※注 1 施工時における品質管理は、「土木工事施工管理基準」による。

2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データ及び管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準（試行）

東京都建設局

2 アスファルト混合物

工種			試験（測定）項目	試験方法	管理基準	検査確認方法
再生アスファルト処理混合物・再生アスファルト混合物 上層路盤工・基層工・表層工	材	再生骨材	・アスファルト抽出後の粒度 ・旧アスファルト含有量 ・旧アスファルトの針入度 ・洗い試験で失われる量	舗装試験法便覧 JIS A 1102 舗装試験法便覧 ASTMD 1856 JIS K 2207 舗装廃材再生利用技術指針	事前に審査	認定証（写し） により確認
		再生用添加物	・動 粘 度（60℃） ・引 火 点 ・薄膜加熱後粘度比 ・薄膜加熱質量変化率	JIS K 2283 JIS K 2265 JIS K 2283 JIS K 2207	事前に審査	認定証（写し） により確認
		再生石油アスファルト類	・針 入 度 ・軟 化 点 ・伸 度 ・三塩化エタン可溶分 ・引 火 点 ・薄膜加熱質量変化率 ・薄膜加熱針入度残留率 ・蒸発後の針入度比 ・蒸発質量変化率 ・粘度（動粘度又はセイボルトフロール秒） ・密 度 ・タフネス・テナシティ ・粘 度 比（60℃）	JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2265 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207 舗装試験法便覧 JAA-011	事前に審査	認定証（写し） により確認
	料		・混合物の配合設計 ・混合物の密度（基準密度）	舗装廃材再生利用技術指針 舗装試験法便覧	事前に審査	認定証（写し） により確認
		混合物	・旧アスファルト含有量 ・旧アスファルトの針入度 ・洗い試験で失われる量 ・再生混合物の骨材粒度及びアスファルト量 ・再生混合物から回収した再生アスファルトの針入度 ・再生骨材使用率 ・混合物の密度 ・混合物の温度	舗装試験法便覧 ASTMD 1856 JIS K 2207 舗装廃材再生利用技術指針 舗装試験法便覧 JIS A 1102 ASTMD 1856 JIS K 2207 舗装試験法便覧	「土木工事施工管理基準」による	プラントの 自主管理

※注 1 施工時における品質管理は、「土木工事施工管理基準」による。

2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データ及び管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

現場代理人の兼務要件について

- 1 本工事において、現場代理人が他の工事現場の現場代理人、監理技術者または主任技術者を兼務する場合（以下「現場代理人の兼務」という。）、以下の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも発注予定表及び特記仕様書で兼務が認められていること。
 - (2) 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも東京都発注工事であること。
 - (3) 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも維持工事でないこと。
※ 維持工事とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。
 - (4) 現場代理人が兼務しようとする工事現場間の相互の間隔が直線距離で10km以内の範囲にあること。
※ 島しょ部においては、同一島内であること。
 - (5) 現場代理人が兼務しようとする工事は本工事を含め同時に2件までであること。
 - (6) 現場代理人が現場で不在となる際には連絡員を配置すること。
※ 連絡員とは現場代理人の不在時に現場で緊急を要する事態(たとえば事故対応や住民対応など)が生じた際、現場代理人に速やかに連絡を行う者をいう。
 - (7) 連絡員が配置時点の日において、受注者と直接的な雇用関係にあること。
 - (8) 現場代理人と連絡員との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (9) 現場代理人は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- 2 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- 3 本工事において、現場代理人の兼務をする場合、以下の書類を提出すること。
 - (1) 「別記様式-1 現場代理人の兼務に係る確認事項①」
 - (2) 「別記様式-2 現場代理人の兼務に係る確認事項②」
 - (3) 連絡員の直接的な雇用関係を証明する書類(住民税特別徴収税額通知書の写しなど)
- 4 本工事において、現場代理人の兼務をする場合、「1(8)及び(9)」について施工計画書へ記載し、提出すること。
- 5 工期途中に現場代理人の兼務をすることとなった場合、上記1から4までと同様とする。

現場代理人の兼務に係る確認事項①

年 月 日

(宛先)発注者

住所
商号又は名称
代表者氏名

現場代理人が兼務する工事について、以下のとおり、確認しました。

契約件名	
契約番号	
☐	1) 現場代理人が兼務する工事がいずれも発注予定表及び特記仕様書で兼務が認められていること。
☐	2) 現場代理人が兼務する工事がいずれも東京都発注工事であること。
☐	3) 現場代理人が兼務する工事がいずれも維持工事でないこと。 ※ 維持工事とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。
☐	4) 現場代理人が兼務する工事現場間の相互の間隔が直線距離で10km以内の範囲にあること。(位置図) ※ 島しょ部においては、同一島内であること。
☐	5) 現場代理人が兼務する工事は本工事を含め同時に2件までであること。
☐	6) 現場代理人が現場で不在となる際には連絡員を配置すること。
☐	7) 連絡員が配置時点の日において、受注者と直接的な雇用関係にあること。
(位置図) ※工事現場間の距離を明示すること(別紙添付でも可)	

注: 上記すべてを確認し、レ又は■を記載すること。

現場代理人の兼務に係る確認事項②

年 月 日

(宛先)発注者

住所
商号又は名称
代表者氏名

現場代理人が兼務する工事及び配置する連絡員は下記のとおりです。

契約件名			
契約番号			
連絡員	氏名		
	雇用関係の確認	☐ 住民税特別徴収税額通知書 ☐ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ☐ その他	
現場代理人の兼務する工事	発注者		
	工事主管部署		
	担当者及び連絡先		
	契約件名		
	施工場所		
	工事内容	維持工事に該当	☐ する ☐ しない
	契約金額(税込)		
	工事期間		年 月 日 ～ 年 月 日
	CORINS登録番号		
(備考)			

連絡員の要件確認のために必要な資料を添付して提出

※ 連絡員の「雇用関係が確認できる書類」の写し

① 住民税特別徴収税額通知書 ② 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 等

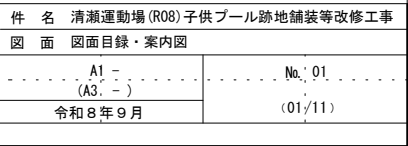
清瀬運動場(R08)子供プール跡地舗装等改修工事

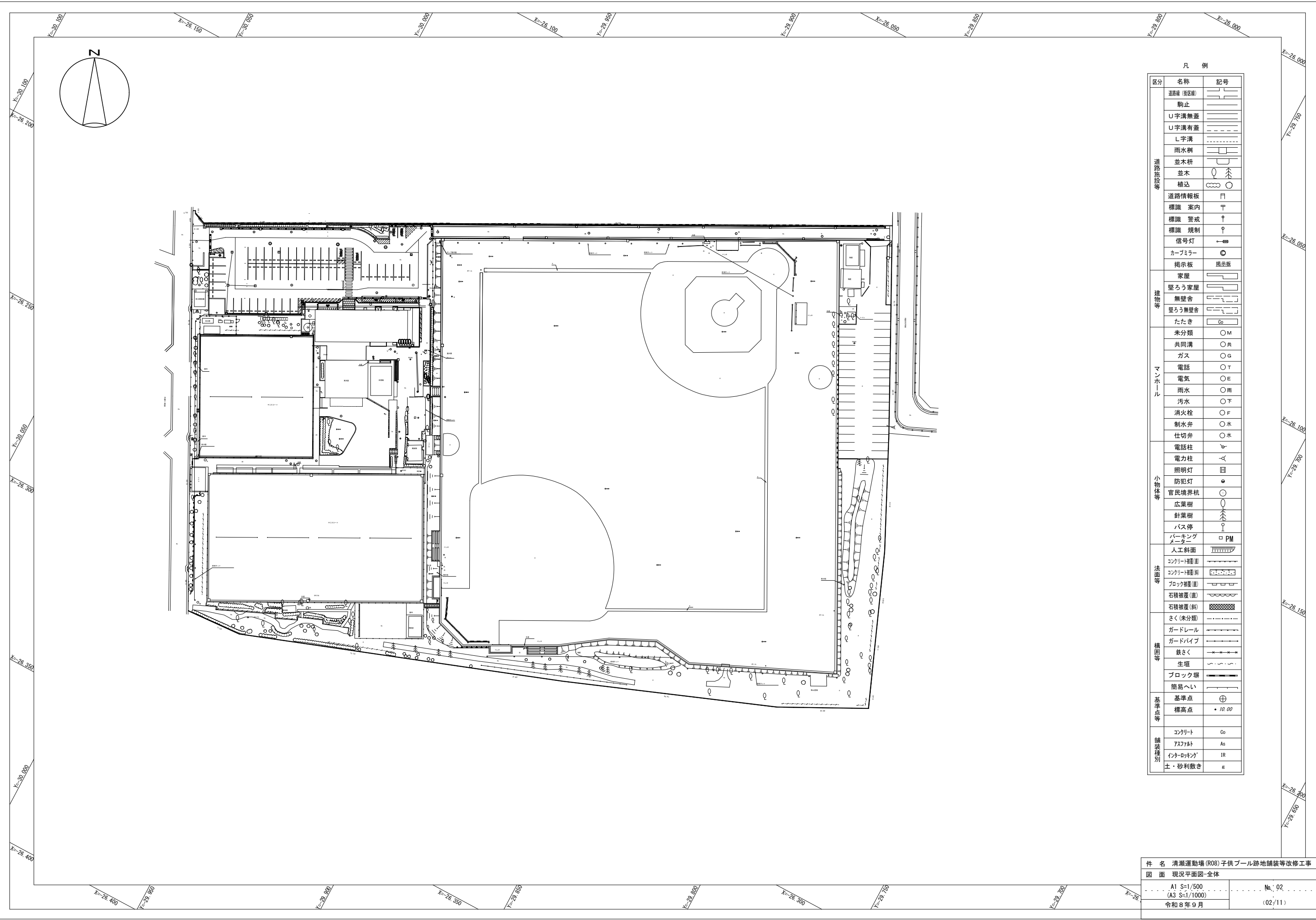
令和 8 年10月

東京都職員共済組合

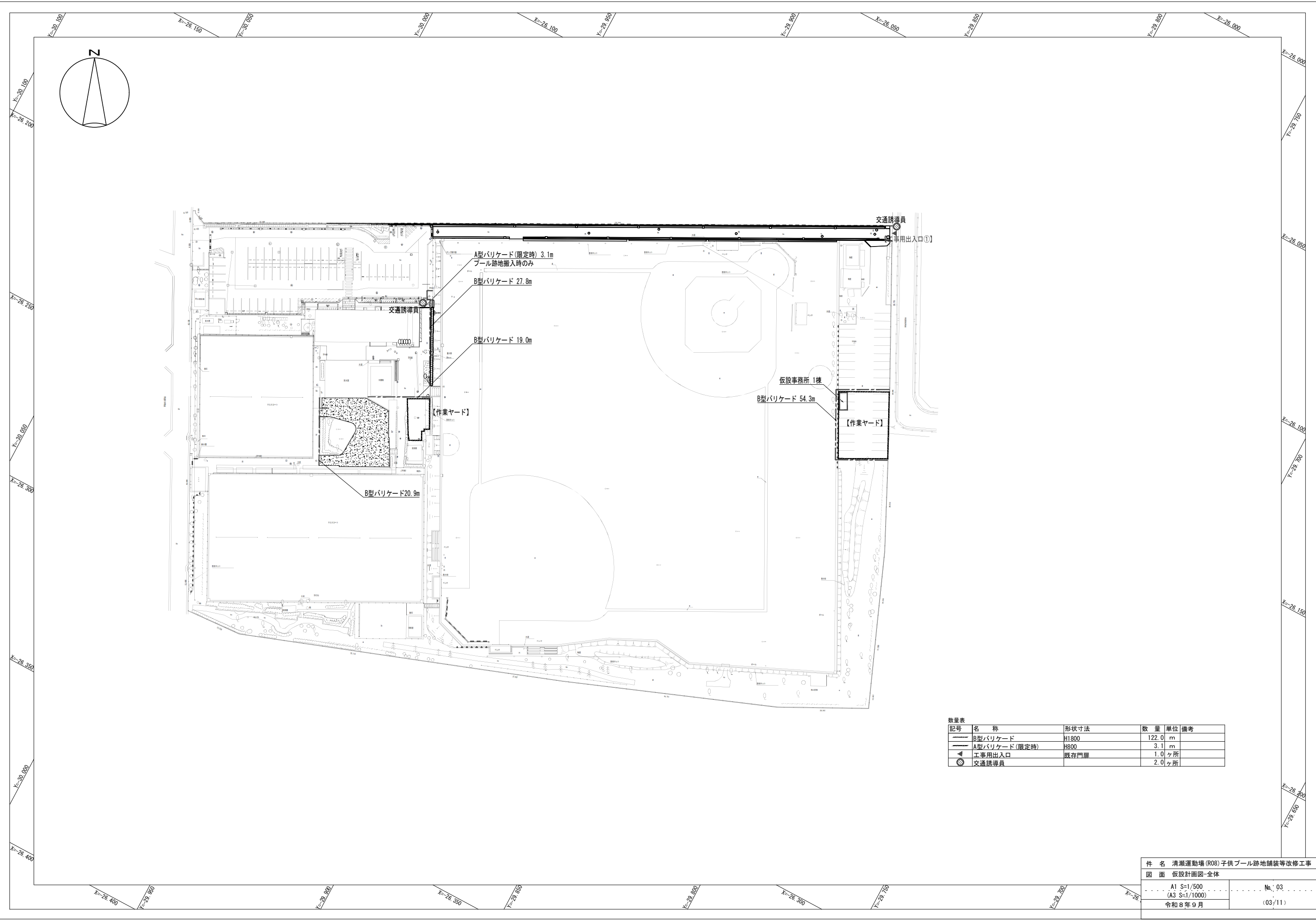


案内図

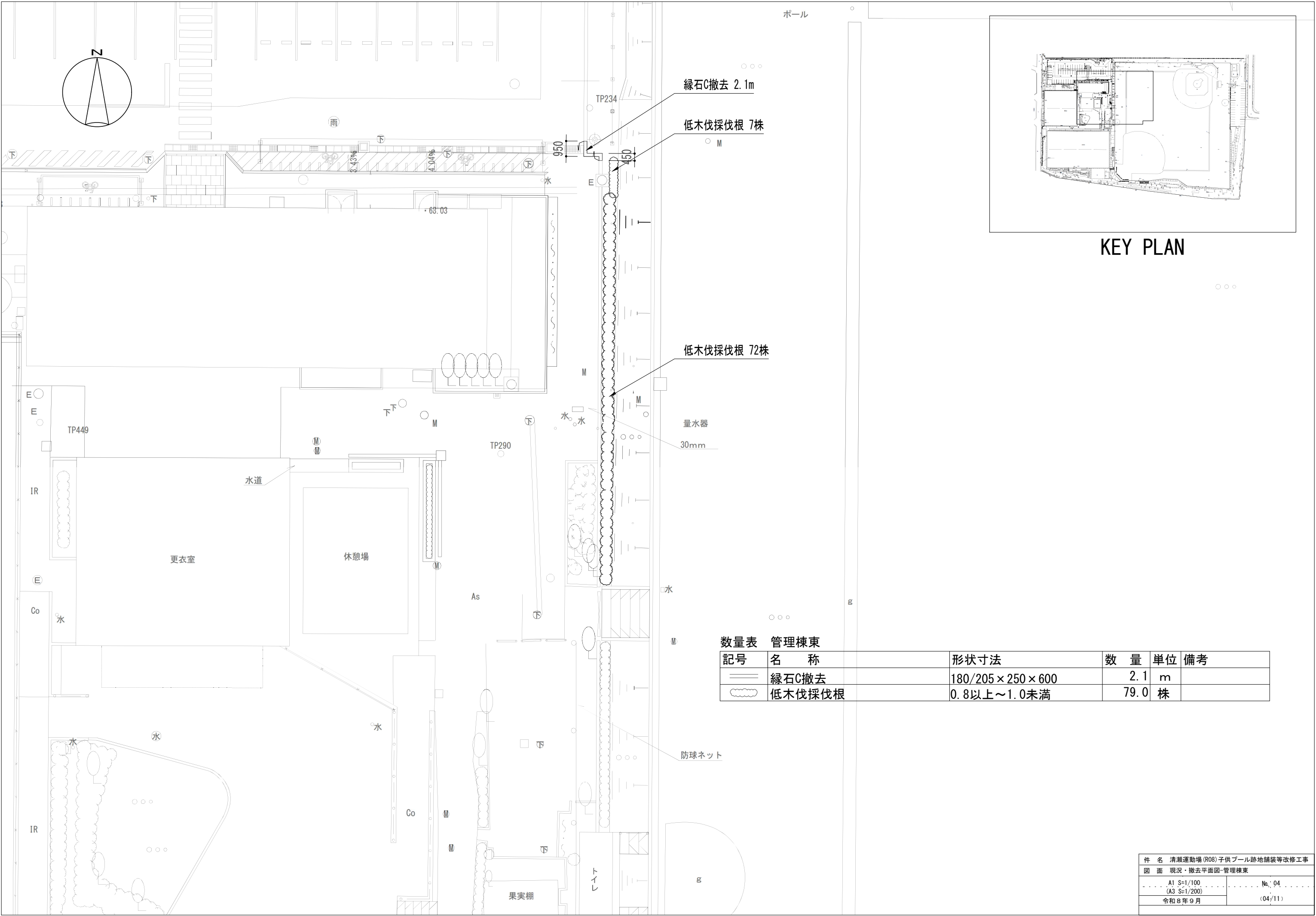




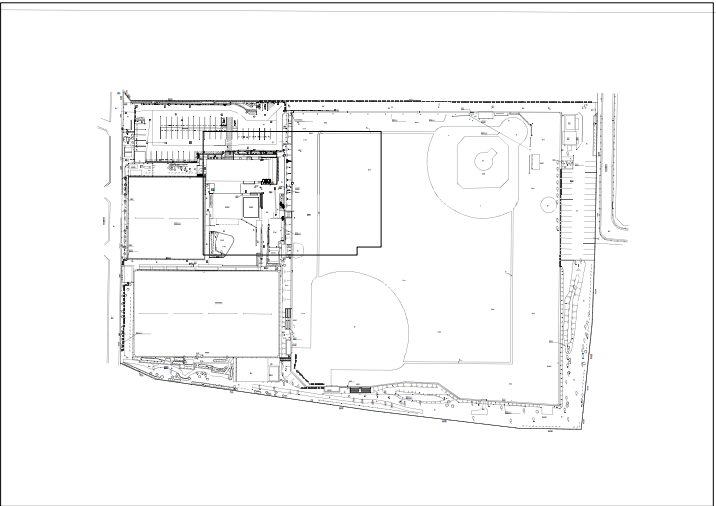
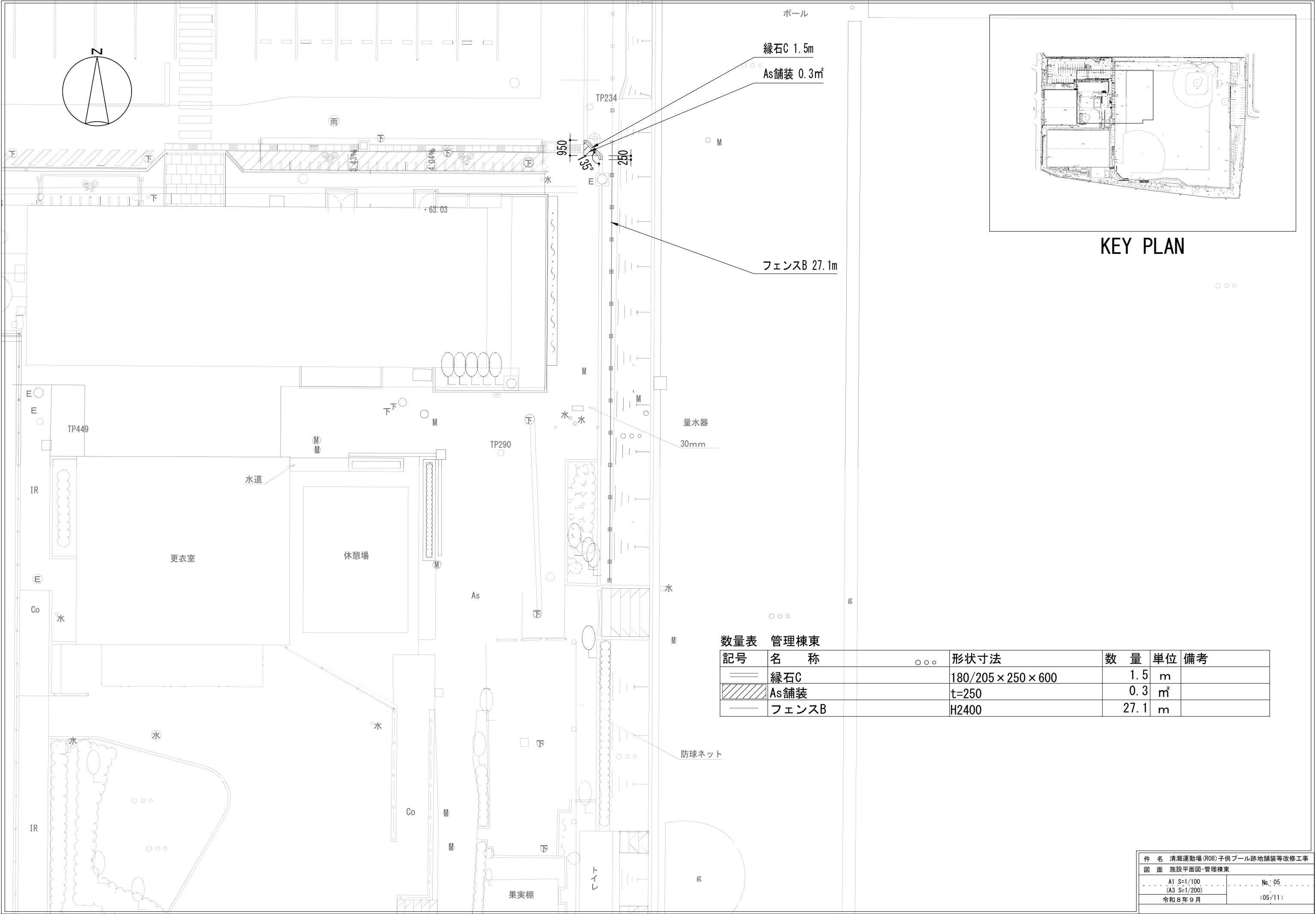
凡 例		
区分	名称	記号
道路施設等	道路線 (街区線)	
	駒止	
	U字溝無蓋	
	U字溝有蓋	
	L字溝	
	雨水樹	
	並木柵	
	並木	
	植込	
	道路情報板	
	標識 案内	
	標識 警戒	
	標識 規制	
	信号灯	
	カーブミラー	
建物等	揭示板	揭示板
	家屋	
	堅ろう家屋	
	無壁舎	
	堅ろう無壁舎	
マンホール	たたき	
	未分類	○ M
	共同溝	○ 共
	ガス	○ G
	電話	○ T
	電気	○ E
	雨水	○ 雨
	汚水	○ 下
	消火栓	○ F
	制水弁	○ 水
小物体等	仕切弁	○ 水
	電話柱	
	電力柱	
	照明灯	
	防犯灯	
	官民境界杭	○
	広葉樹	
	針葉樹	
	バス停	
	パーキングメーター	□ PM
法面等	人工斜面	
	コンクリート被覆 (直)	
	コンクリート被覆 (斜)	
	ブロック被覆 (直)	
	石積被覆 (直)	
構開等	石積被覆 (斜)	
	さく (未分類)	- - -
	ガードレール	
	ガードパイプ	
	鉄さく	
	生垣	
	ブロック塀	
基準点等	簡易へい	
	基準点	⊕
舗装種別	標高点	• 10.00
	コンクリート	Co
	アスファルト	As
	インターロッキング	IR
	土・砂利敷き	g



数量表					
記号	名 称	形状寸法	数 量	単位	備考
	B型バリケード	H1800	122.0	m	
	A型バリケード(限定時)	H800	3.1	m	
	工事用出入口	既存門扉	1.0	ヶ所	
	交通誘導員		2.0	ヶ所	

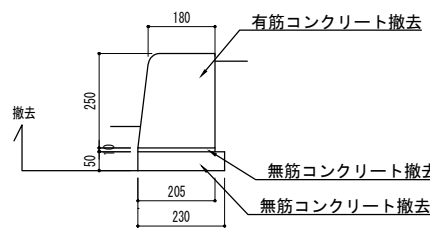
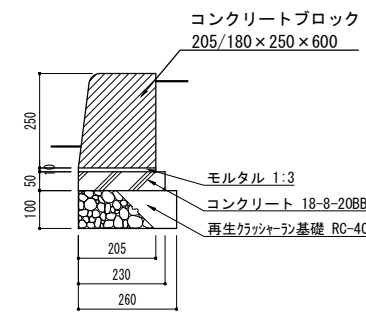
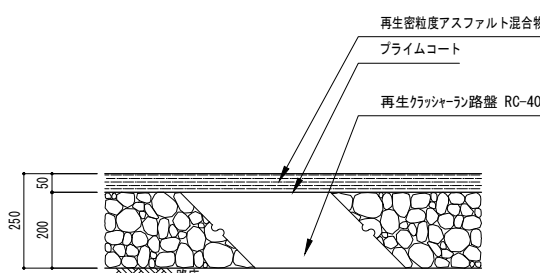
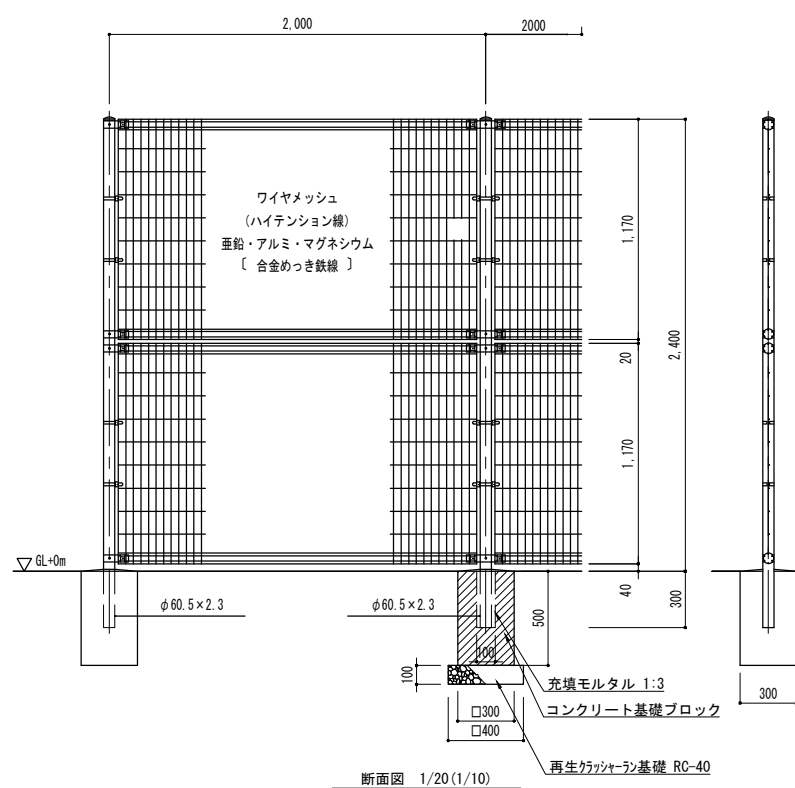


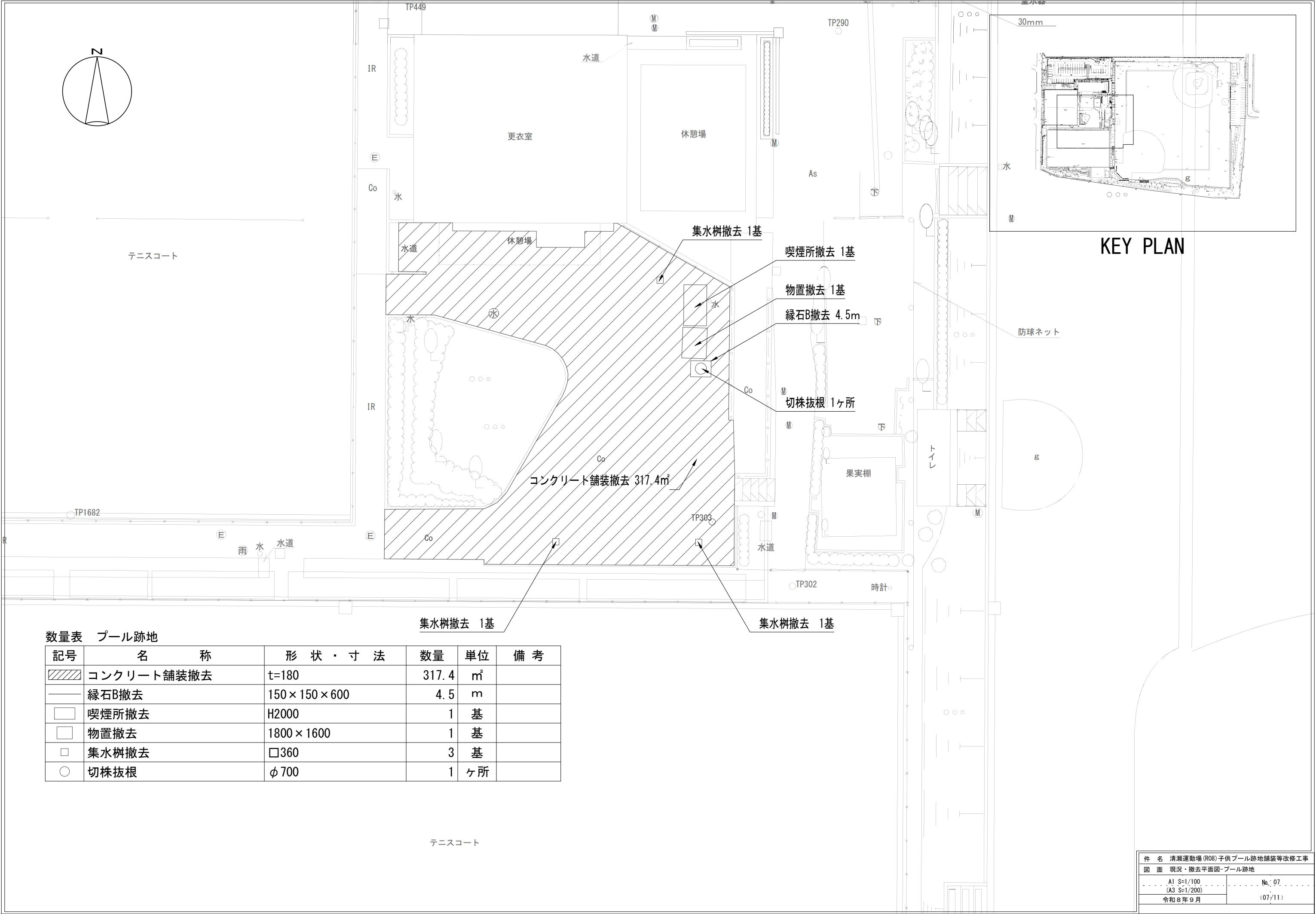
数量表 管理棟東					
記号	名 称	形状寸法	数 量	単位	備考
——	縁石C撤去	180/205×250×600	2.1	m	
~~~~	低木伐採伐根	0.8以上～1.0未満	79.0	株	

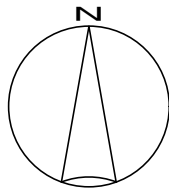


KEY PLAN

数量表 管理棟東					
記号	名 称	形状寸法	数 量	単位	備考
——	縁石C	180/205×250×600	1.5	m	
////	As舗装	t=250	0.3	㎡	
——	フェンスB	H2400	27.1	m	

緑石C撤去 詳細図		緑石C 詳細図	As舗装 詳細図												
															
		フェンスB 詳細図													
		 設計条件 設計荷重・・・昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に 依る。 基礎条件・・・長期許容地耐力 98kN/m² (10t/m²)  備考 1. 外装について ・主柱、ジョイント ・押え金具 ワイヤメッシュ ・バ ン ド ・U 型 金 具 ・ボルト、ナット ・・・ 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっ きの上高耐候性樹脂粉体塗装 ・・・ 亜鉛・アルミ合金めっきの上高耐候性 樹脂粉体塗装 ・・・ 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっ きの上防錆着色処理 ・・・ 溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理	<table><tr><td>件 名</td><td colspan="2">清瀬運動場 (R08) 子供プール跡地舗装等改修工事</td></tr><tr><td>図 面</td><td colspan="2">撤去・施設詳細図-管理棟東-1</td></tr><tr><td>A1 S=図示 (A3 S=図示)</td><td colspan="2">No. 06</td></tr><tr><td>令和8年9月</td><td colspan="2">(06/11)</td></tr></table>	件 名	清瀬運動場 (R08) 子供プール跡地舗装等改修工事		図 面	撤去・施設詳細図-管理棟東-1		A1 S=図示 (A3 S=図示)	No. 06		令和8年9月	(06/11)	
件 名	清瀬運動場 (R08) 子供プール跡地舗装等改修工事														
図 面	撤去・施設詳細図-管理棟東-1														
A1 S=図示 (A3 S=図示)	No. 06														
令和8年9月	(06/11)														





テニスコート

現63.89

計63.89  
現63.89

計64.46

計64.43  
現64.43

(計64.11)  
計64.41  
現64.41  
(現64.23)

(計64.11)  
計64.41  
現64.41  
(現64.23)

計64.40

現64.59

計64.40

現64.58

(計64.15)  
計64.45  
現64.45  
(現64.27)

(計64.13)  
計64.43  
現64.46  
(現64.28)

計64.46

(計64.12)  
計64.42  
現64.41  
(現64.23)

(計64.14)  
計64.44  
現64.44  
(現64.26)

計64.46

(計64.13)  
計64.43  
現64.43  
(現64.25)

計64.45  
現64.45

計64.46  
現64.46

(計64.15)  
計64.45  
現64.46  
(現64.28)

計64.47

柵天端66.37

TP302

時計

水道

更衣室

休憩場

As

TP290

30mm

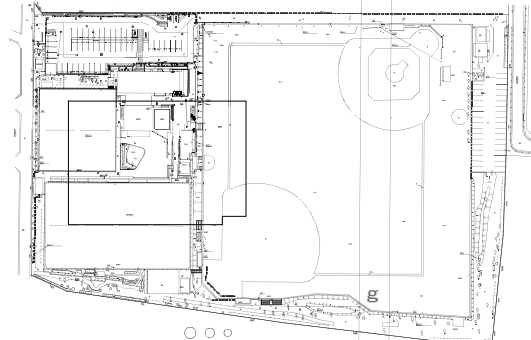
水

防球ネット

g

果実棚

トイレ



## KEY PLAN

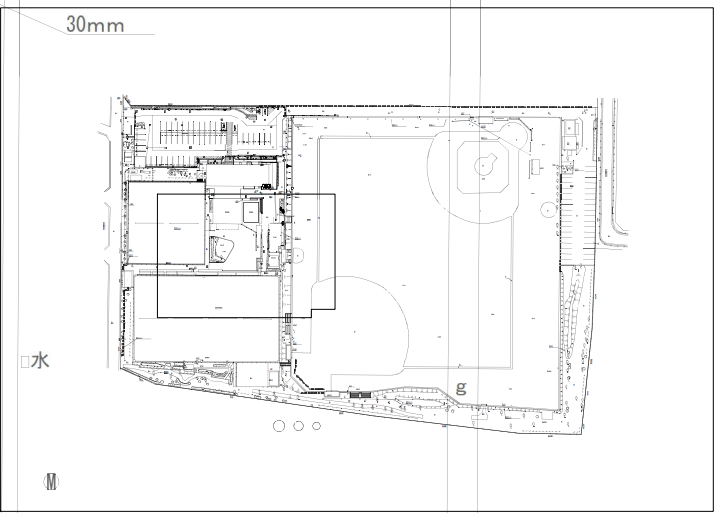
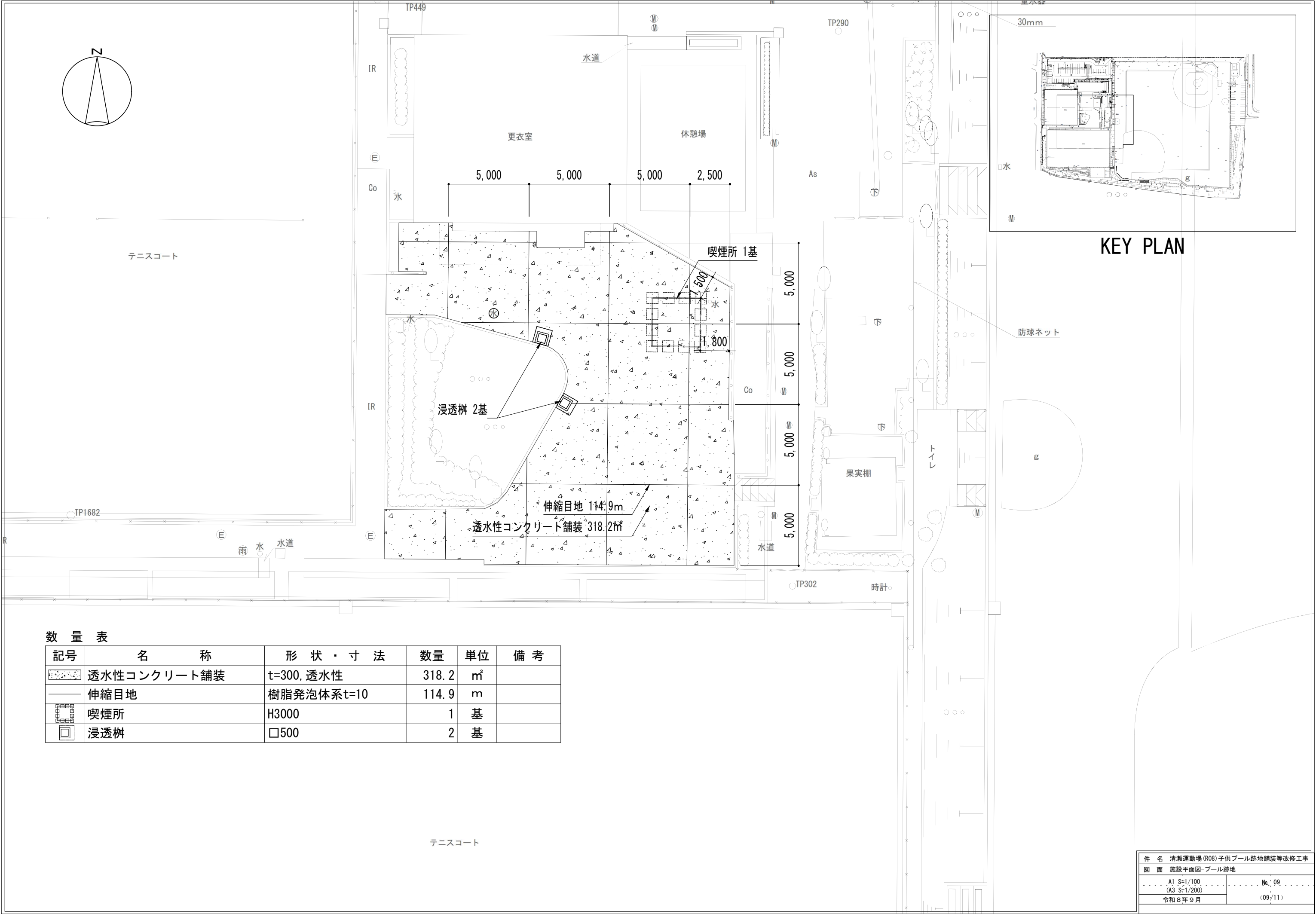
### 凡例

#### 単点高

- (計○.○○) : 造成計画高
- 計○.○○ : 完成計画高
- 現○.○○ : 現況高
- (現○.○○) : 撤去後現況高

テニスコート

件 名 清瀬運動場(R08)子供プール跡地舗装等改修工事	
図 面 造成平面図-プール跡地	
A1 S=1/100 (A3 S=1/200)	No. 08
令和8年9月	(08/11)

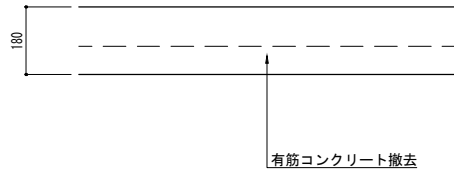


KEY PLAN

数 量 表

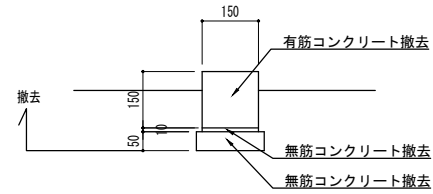
記号	名 称	形 状 ・ 寸 法	数量	単位	備 考
	透水性コンクリート舗装	t=300, 透水性	318.2	m ²	
	伸縮目地	樹脂発泡体系t=10	114.9	m	
	喫煙所	H3000	1	基	
	浸透枡	□500	2	基	

コンクリート舗装撤去 詳細図



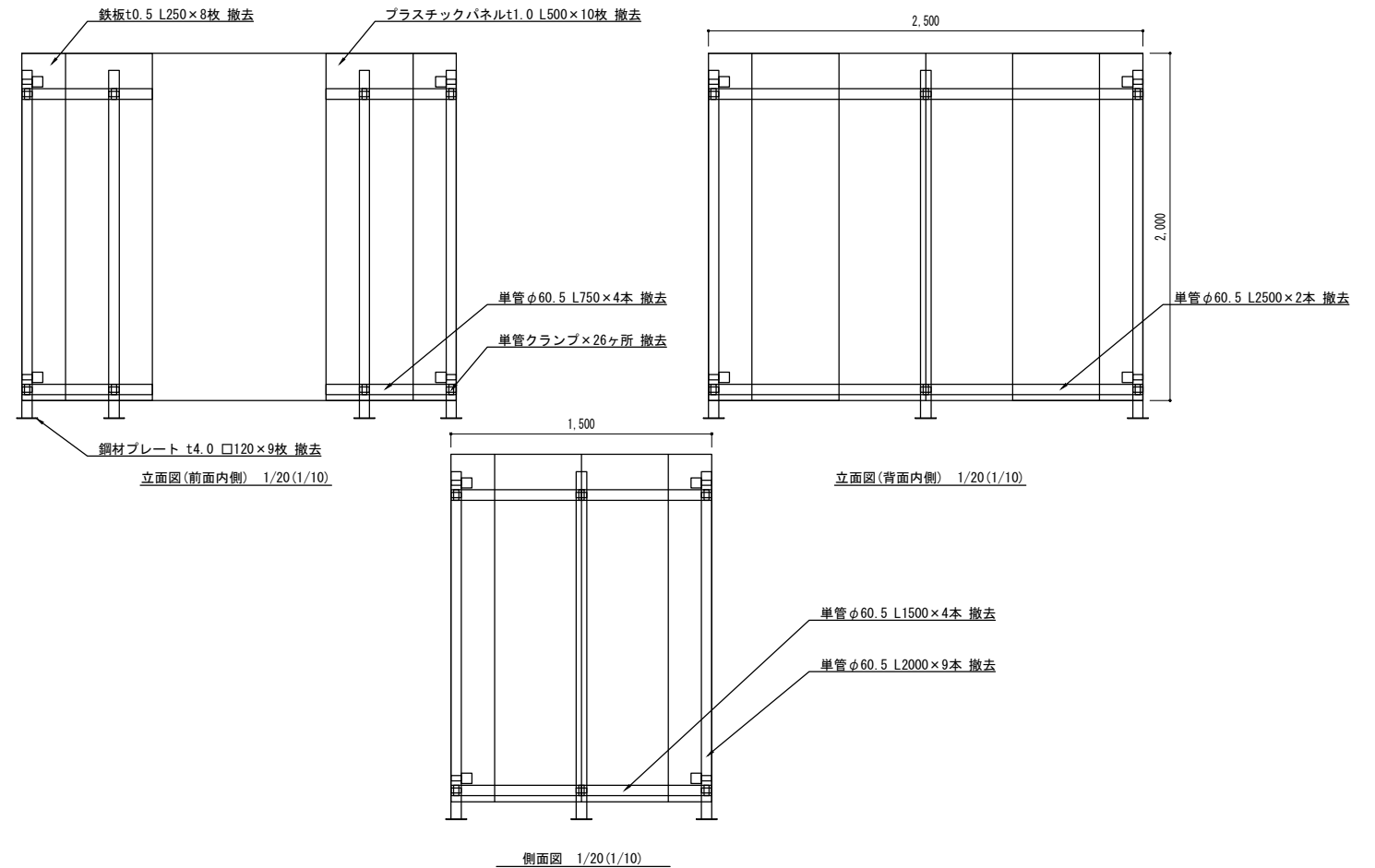
断面図 1/20 (1/10)

縁石B撤去 詳細図



断面図 1/20(1/10)

## 喫煙所撤去 詳細図

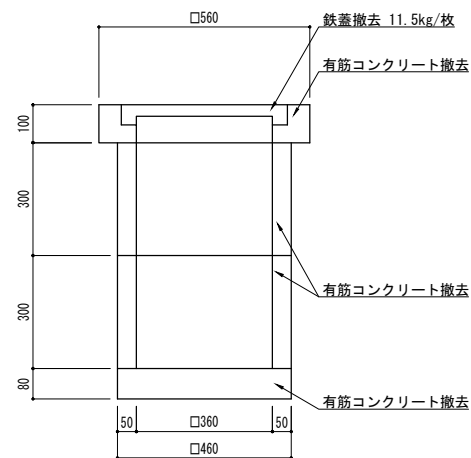


立面図(前面内側) 1/20(1/10)

立面図(背面内側) 1/20(1/10)

側面図 1/20 (1/10)

## 集水柵撤去 詳細図

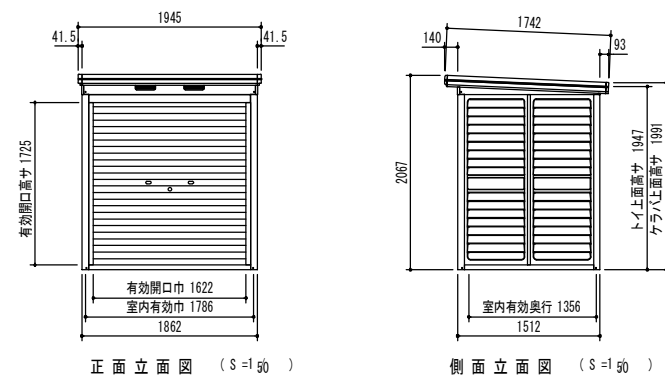


有筋コンクリート撤去

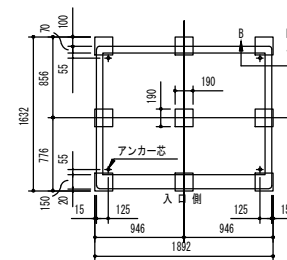
有筋コンクリート撤去

有筋コンクリート撤去

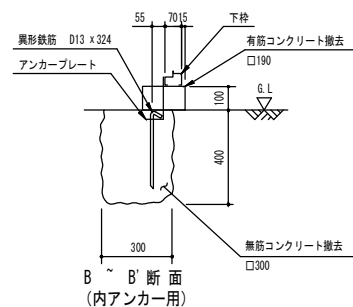
物置撤去 詳細図



側面立面圖 (S=150)



ブロック基礎伏図 (S = 1/50)  
(内アンカー用)



B ~ B' 断面  
(内アンカー用)

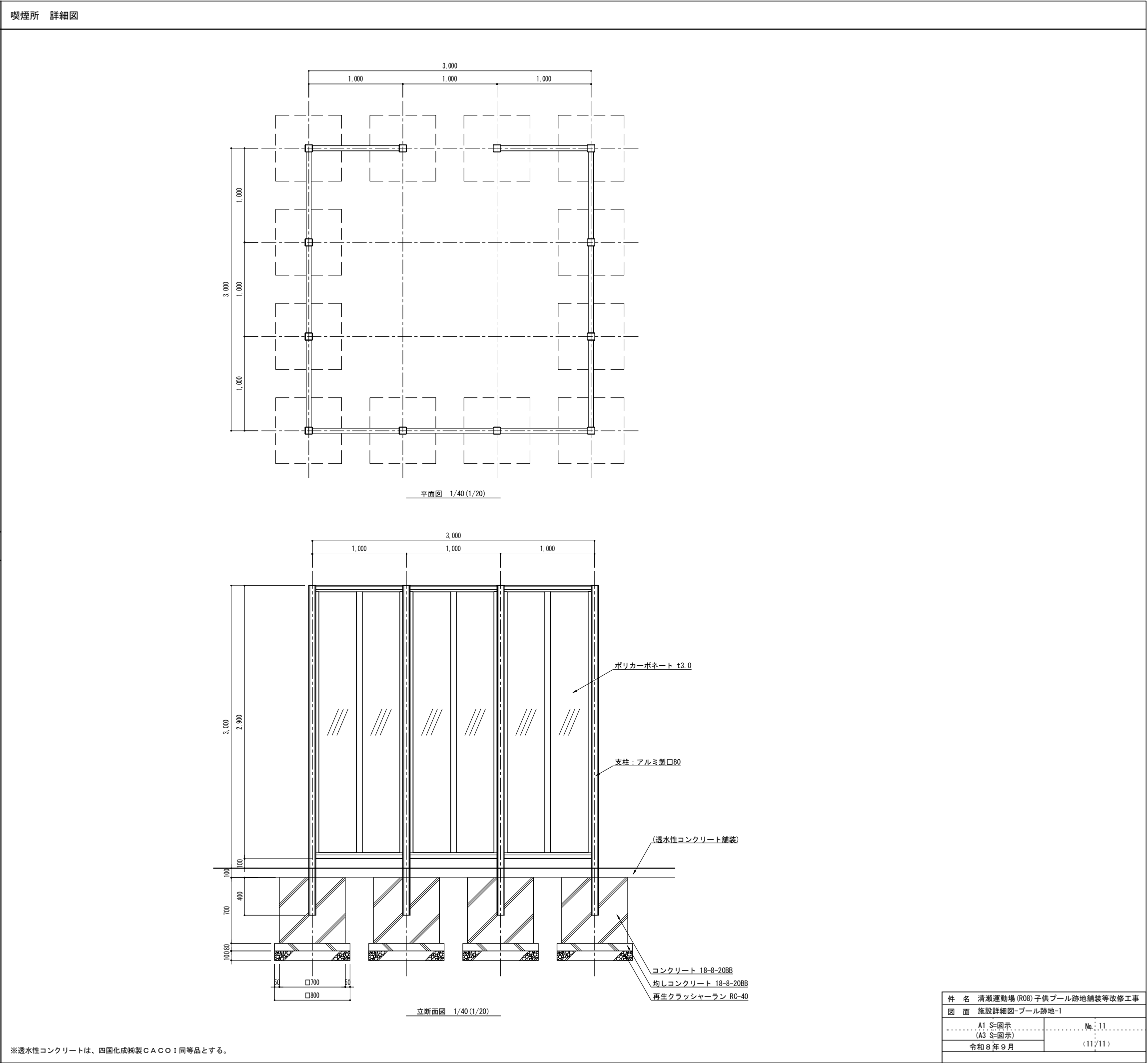
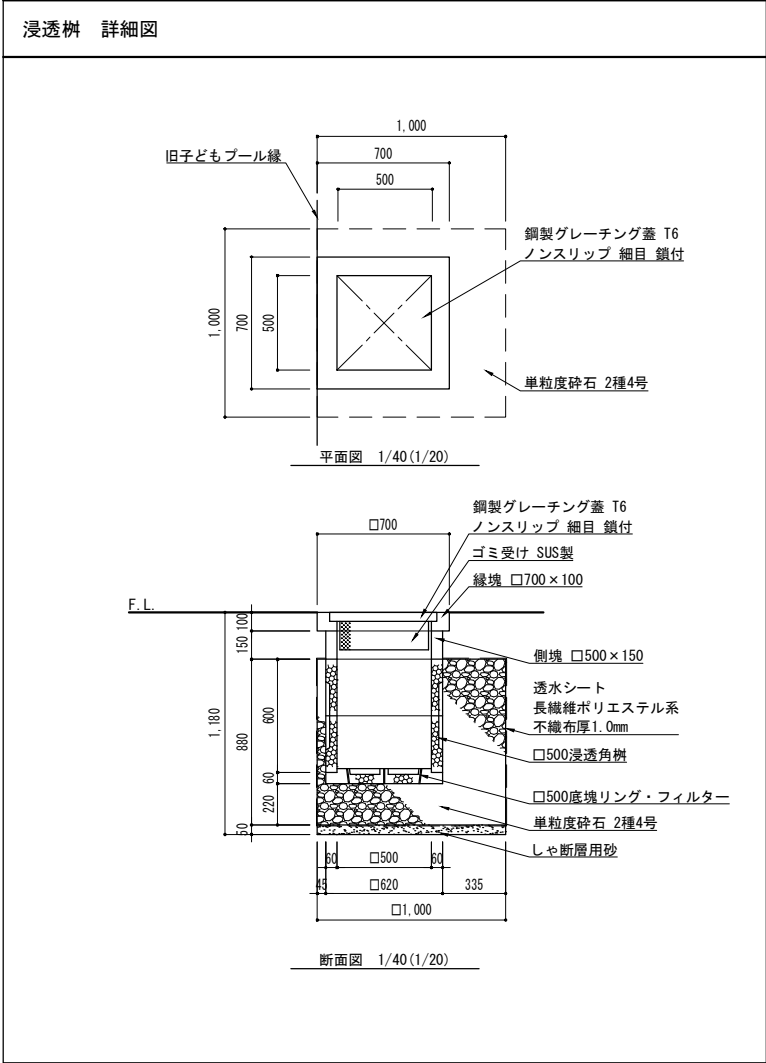
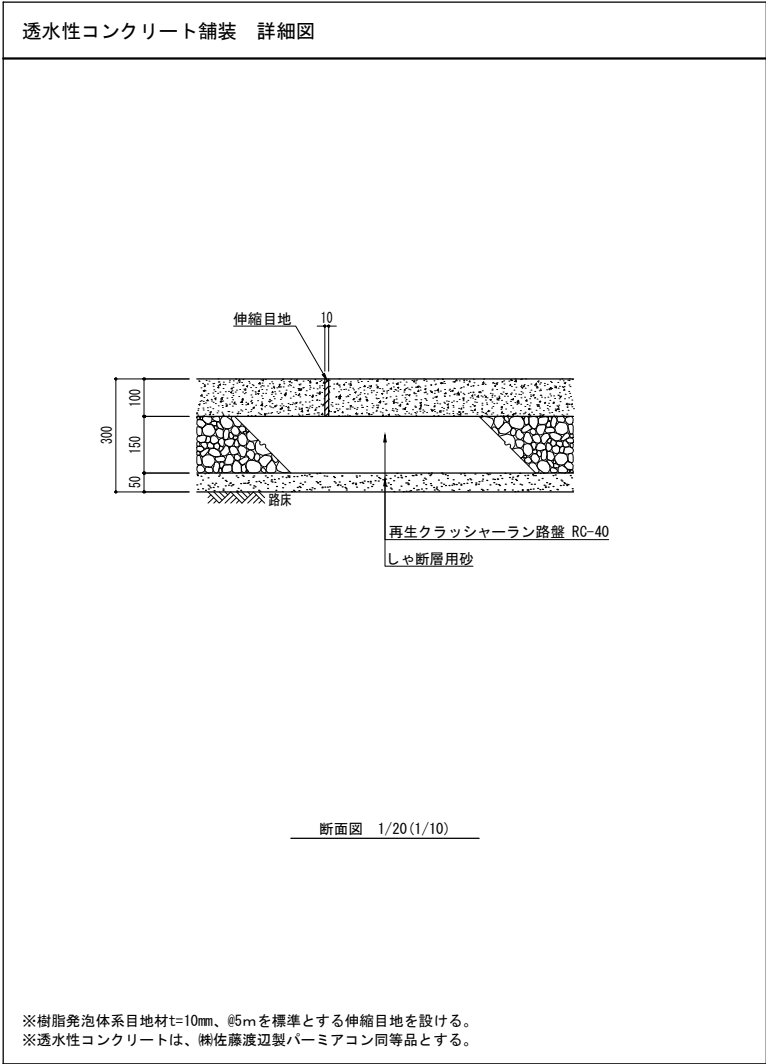
ブロック基礎断面図 (S = 1/20)

件 名	清瀬運動場(R08)子供プール跡地舗装等改修工事		
図 面	撤去詳細図-プール跡地-1		
	A1 S-図示 (A3 S-図示)	No. 10	
	令和 8 年 9 月	(10/11)	

図 面 撤去詳細図-プール跡地-1

A1 S-図示	No. 10
---------	--------

(A3 S=図示) (10/11)



件 名 清瀬運動場 (R08) 子供プール跡地舗装等改修工事	
図 面 施設詳細図-プール跡地-1	
A1 S=図示 (A3 S=図示)	No. 11
令和8年9月	(11/11)

事業者のみなさまへ

## 工事請負契約の入札における最低制限価格の算定基準について

令和4年12月6日付で、東京都財務局「調査基準価格及び最低制限価格の設定について（通知）」が改正されたことに伴い、最低制限価格の算定式の一部を変更することとしましたので、お知らせします。

事業者の皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 1 設定範囲の見直し内容

最低制限価格の設定範囲を予定価格の10分の7.5以上10分の9.2以下から10分の7.5以上10分の9.3以下に見直します。

### 2 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。

ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①から④までを基に算定した金額に合算します。

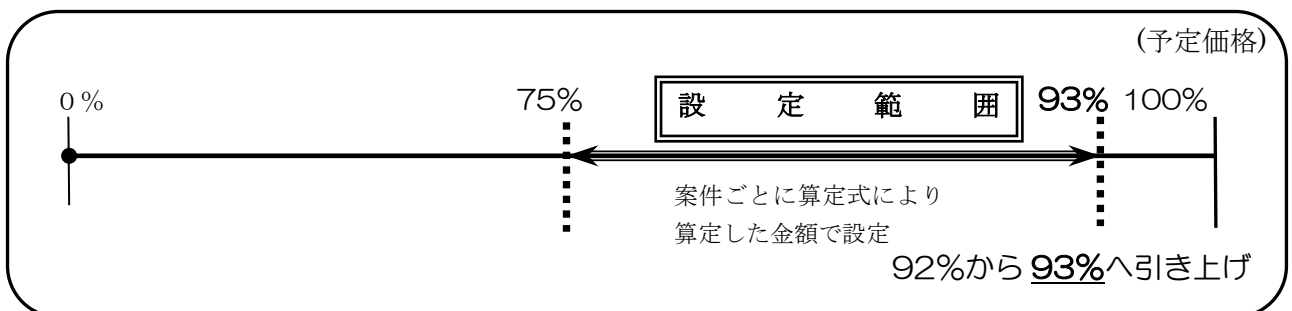
また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあっては10分の2）を乗じた額とします。

### 最低制限価格 算定式

直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等

設定金額 = (①×0.97+②×0.9+③×0.9+④×0.68) + 消費税相当額

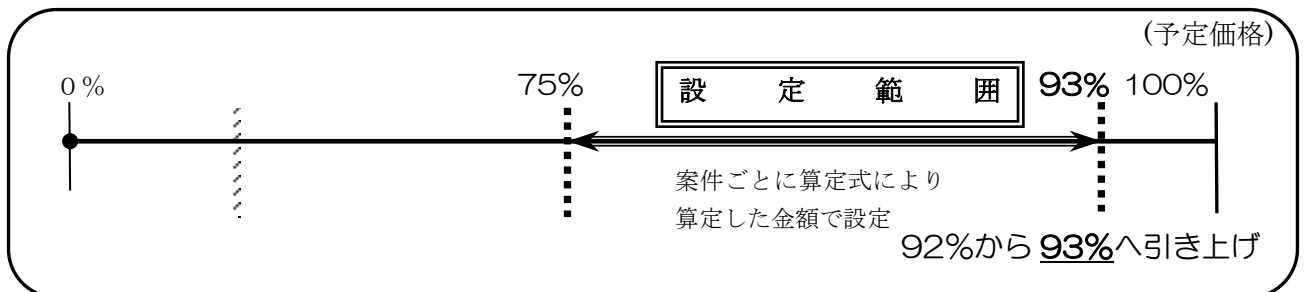


ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7.5/10に満たない場合は、予定価格の7.5/10とし、設定金額が予定価格の9.3/10を超える場合は、予定価格の9.3/10とします。

### 解体工事における算定式

上記算定式によらないものとしている解体工事については、以下の算定式となります。

$$\text{設定金額} = (\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} + \text{一般管理費等}) \times 0.8 + (\text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.68) + \text{消費税相当額}$$



ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格の 9.3/10 を超える場合は、予定価格の 9.3/10 とします。

その他についても東京都財務局が定める算定基準を使用します。

### 3 実施時期

令和5年1月16日以降に入札公告等を行う案件から実施します。  
(工事発注予定表に、最低制限価格を設定する旨を明記します。)

### 予定価格等の公表

工事請負契約案件については、原則として**予定価格を事後公表**します。再々入札となる場合は、事前公表します。

ただし、中小企業の積算に係る負担等を考慮し、平成30年10月1日以降に入札公告等を行う案件から、下記に掲げる対象案件につきましては、**予定価格を事前公表**します。

- 実施対象 入札を行う工事請負契約のうち、次に掲げる案件
  - 1 建築業種は予定価格が4億4千万円未満
  - 2 土木業種は予定価格が3億5千万円未満
  - 3 設備業種は予定価格が2億5千万円未満

最低制限価格については事後公表します。

- ★予定価格を超える金額での入札は、落札者となりません。
- ★最低制限価格を下回る金額での入札も、落札者となりません。
- ★入札の回数は3回とし、3回で落札しない場合は不調とします。